

令和 5 年 度

「地方債研修会」テキスト

目 次

【総務省講演事項】

第1章 地方財政の現状と課題	
1 地方財政の役割	2
(1) 地方公共団体の種類～財政の特徴～	2
(2) 地方財政の範囲	2
(3) 国民経済と地方財政	2
2 国と地方の税財源配分の見直し	7
(1) 国・地方間の財源配分	7
(2) 地方財政計画の意義	8
3 地方財政計画の歳出の分析等	23
(1) 通常の収支による計算	23
(2) 普通会計の純計	23
(3) 単年度の収支	23
(4) 歳出は性質別分類	23
(5) 決算との相違	23
(6) 地方財政計画の分析	24
4 地方財政の現状と課題	27
(1) 地方財政の現状	27
(2) 財源不足額への対応～臨時財政対策債の発行～	27
5 地方交付税制度の機能	33
(1) 地方交付税制度の役割	33
(2) 普通交付税の算定方法	33
(3) 臨時財政対策債の仕組み	34
(4) 普通交付税と地方債の元利償還金との関係	35
第2章 地方債のしくみ	
1 地方債の概要	42
(1) 地方債の定義	42
(2) 地方債の機能	42
(3) 地方債の対象経費	43
(4) 地方債の起債手続等	43
2 地方債に係る法令等	44
(1) 地方債の対象経費	44
(2) 地方債に係る法令や通知等	44
3 適債性の確認等について	48
(1) 適債性の確認のプロセス	48
(2) 充当率、資金、交付税措置率の確認	50
4 地方債の協議制度について	55
(1) 地方債許可制度から協議制度へ	55
(2) 地方債協議制度	55
(3) 協議制度の実務の流れ	56
(4) 地方債の届出制度	57
(5) 地方債の発行に対する国の関与の意義	58
(6) 地方債の信用維持の仕組みと取組み	58

5	地方債の資金と形態	65
(1)	地方債の資金	65
(2)	地方債の形態	68
6	地方債計画	76
(1)	地方債計画の意義	76
(2)	地方債計画と関係する他の計画	76
7	地方債の総合的な管理	84
(1)	現状	84
(2)	課題	84

【金融機関講演事項】

第3章 金融経済の最近の動向 (別冊)

【地方公共団体金融機構講演事項】

第4章 資金調達基礎講座

1	はじめに	93
(1)	金融環境の変化と自治体の職員に求められる資質	93
(2)	民間資金調達の難しさ	94
2	地方債の金利の見方	94
(1)	地方債の金利を見る2つの視点	95
(2)	投資家から見た地方債の金利	95
(3)	金融機関から見た地方債の金利	96
(4)	基準金利(TIBOR)	97
(5)	基準金利(国債金利)	98
(6)	金利の特徴(イールドカーブ)	98
(7)	金利の決まり方_期間、変動・固定	99
(8)	金利の決まり方_償還方法	99
(9)	自治体から見た地方債の金利	100
(10)	金融機関との金利決定方法	100
3	平均償還年限	102
(1)	期限・償還方法が異なる金利の推測	102
(2)	償還方法による金利差	103
(3)	平均償還年限の算出方法	103
(4)	平均償還年限のその他の活用例	106
4	スプレッド分析	106
5	補講	113

第 1 章

地方財政の現状と課題

第1章 地方財政の現状と課題

1 地方財政の役割

(1) 地方公共団体の種類 ～財政の特徴～

地方財政とは、地方財政法第1条において、「地方公共団体の財政をいう」と定められているが、国の財政のように単一団体の財政ではなく、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合等の財政を総称したものである。しかしながら、団体の規模、権能、経済的・歴史的条件の相違のため、きわめて多様性に富むものとなっている。したがって、マクロで把握される地方財政の数値からだけでは、地方公共団体の財政について論じることができないことに特に留意する必要がある。

(資料：4p「地方財政の特徴」)

(2) 地方財政の範囲

各地方公共団体の財政活動は、一般会計のほか必要に応じて特別会計を設けて経理されるが、これらの会計区分の方法は地方公共団体によって異なる。

そこで、地方財政の全体的な動向を見る場合には、地方公共団体の会計を一定の基準により、一般行政部門と企業活動部門とに分けて、前者を「普通会計」、後者を「公営事業会計」として区分することとしている。「普通会計」と「公営事業会計」の区分は次のようになる。

① 普通会計

一般会計のほか特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計

② 公営事業会計

水道、病院、交通などの公営企業会計のほか、競馬、競輪、宝くじ等の収益事業会計、国民健康保険事業、介護保険事業等の保険等事業会計等を総称したもの

(3) 国民経済と地方財政

国家財政の歳出の中には、地方交付税や国庫支出金など、国から地方公共団体に向けて支出されるものがかなり含まれている。これらは、最終的には地方公共団体から民間部門へ向けて支出されることになる。このため、国民経済との直接の関わり合いは、国家財政より、地方財政の方がはるかに大きい。

地方公共団体は、警察、消防、教育、社会福祉、保健衛生、その他さまざまな生活基盤の整備等住民の日常生活に密着した行政サービスを行っていることから、国内総支出の1割以上を占める最終支出主体となっており、国の財政とともに、国民経済の均衡ある発展と国民生活の向上に貢献している。(資料：5p「国民経済と地方財政」)

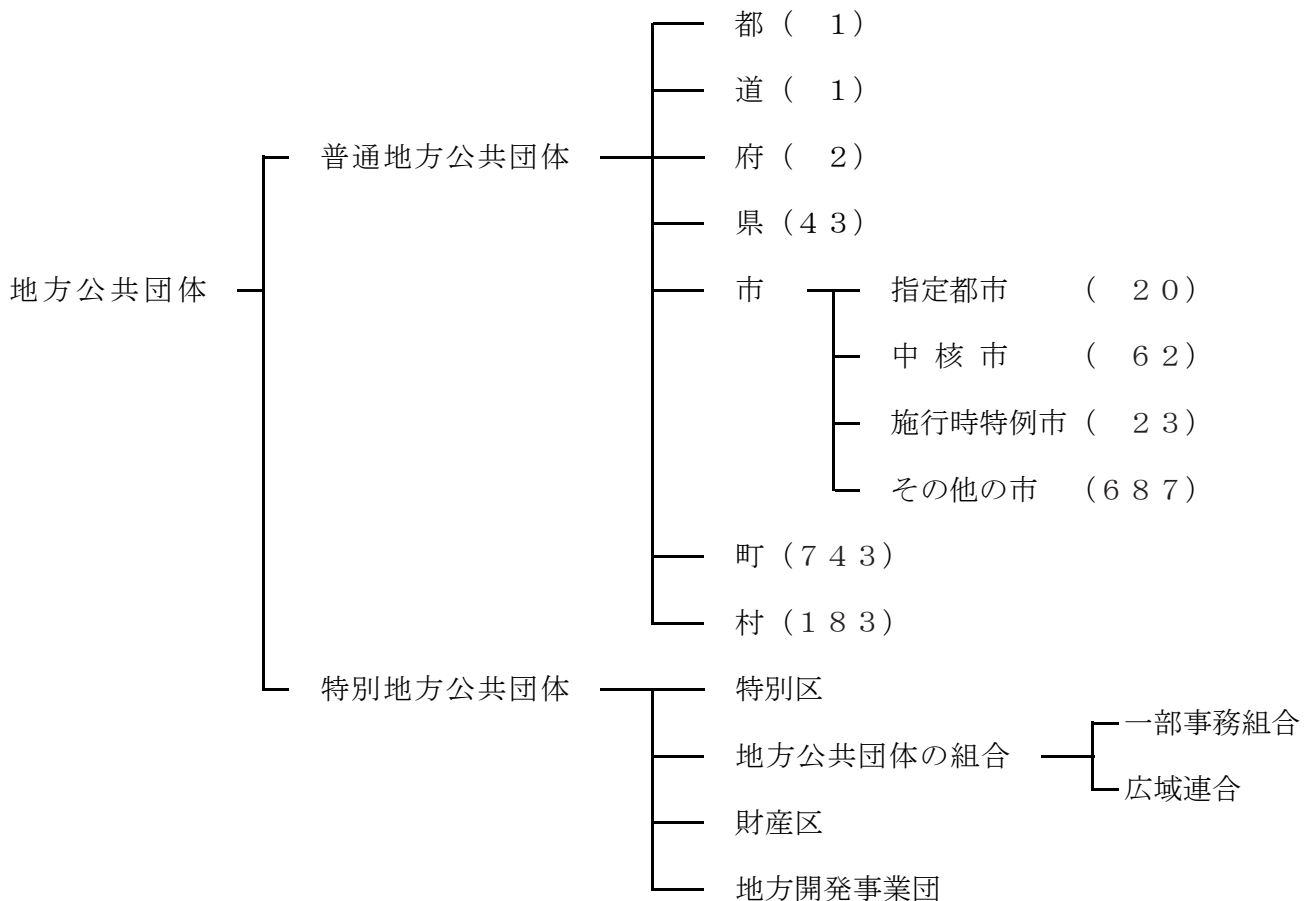
6pの左の図は国と地方の役割分担を決算ベースで表したものであり、その右側は国と地方との行政事務の分担を表にしたものである。(資料：6p「地方財政の果たす役割」)

国が立法、司法、外交、国防、年金など、国の存立のために直接必要な事務や全国的に統一的に処理する必要がある事務、全国的視野からの規格的な事務、高度の技術を必要とし、あるいは、巨額の財政負担を伴う事業などを受け持っているのに対して、地方公共団体は、国民の日常生活に密着した分野の行政を受け持っている。その結果、政府支出に占める地方財政のウエイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで、約56%となっている。

地方財政の特徴

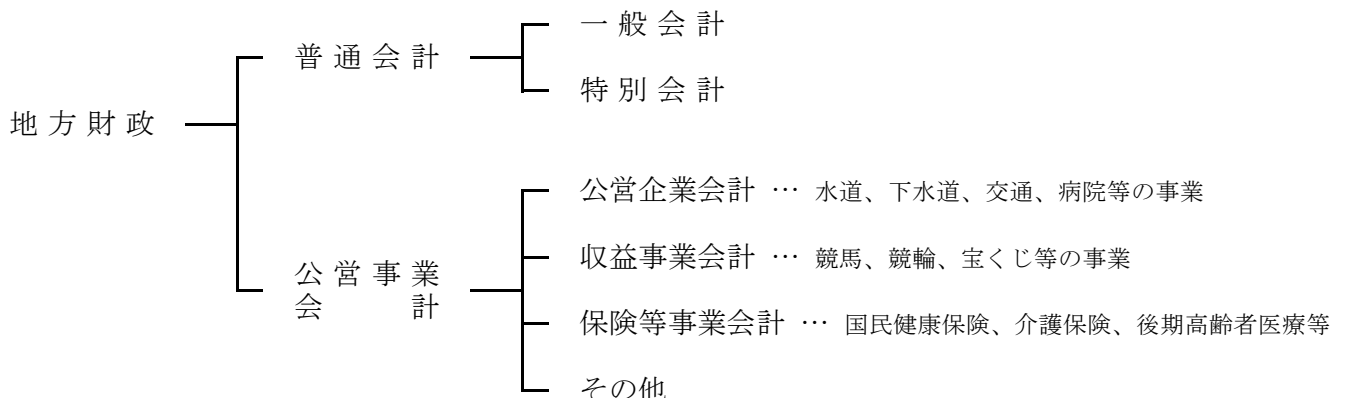
- 地方財政とは、地方財政法第1条において「地方公共団体の財政」と定義されているが、各地方公共団体の財政状況は極めて多様性に富むもの。
- したがって、マクロで把握される地方財政の数値のみでは、地方公共団体の財政について論じることができない。

(1) 地方公共団体の種類（令和5年4月1日現在）



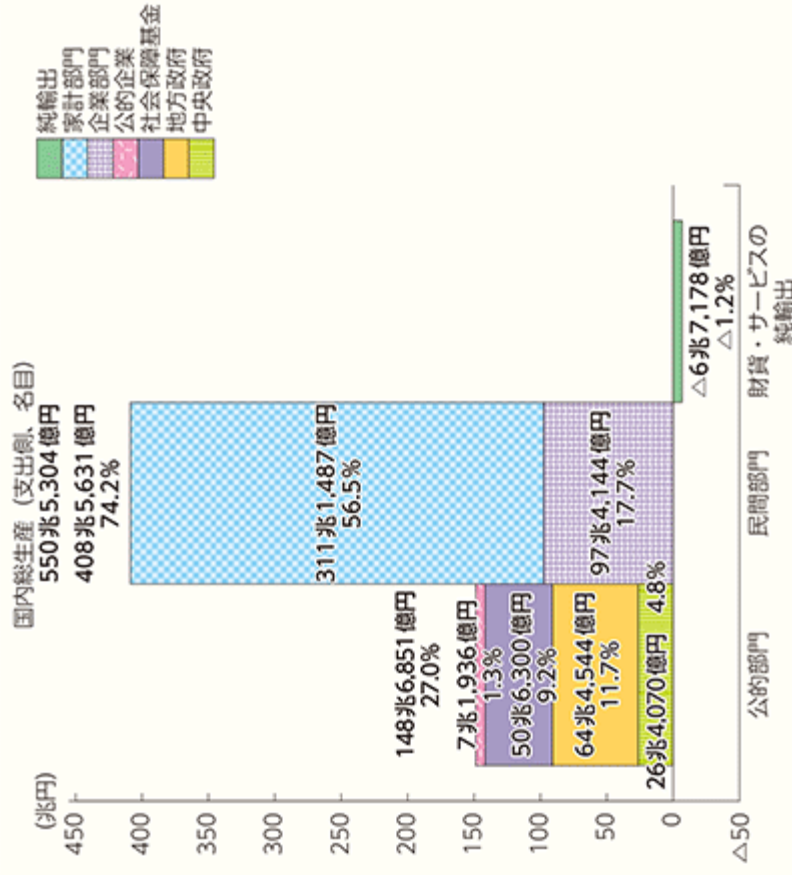
市区町村数	指定都市	市	特別区	町	村
1,741	20	772	23	743	183

(2) 地方財政の範囲



国民経済と地方財政

- 国民経済の面から地方財政についてみると、国内総支出の中では全体の11.7%を占めている。
- 公的支出の中では、最終消費支出の33.3%、総資本形成の10.1%、合計43.8%を分担しており、大きな役割を果たしている。
- 地方財政を通じる支出は、国土全般に遍く行き渡るものであり、各地域社会に及ぼす経済効果は極めて大きく、地域経済は地方財政の動向と密接な関わりを持っている。



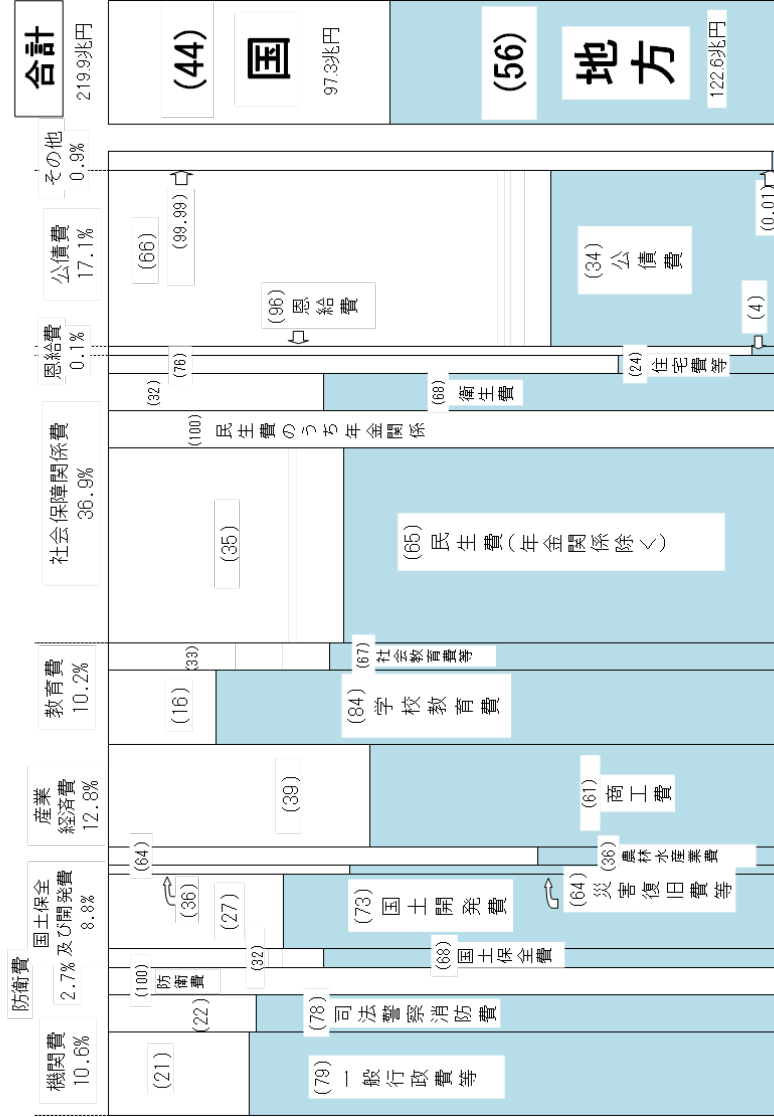
1. 内閣府「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。なお、「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」に基づき、国民経済計算上の中央政府、地方政府、社会保険基金及び公的企業を「公的部門」としている。
2. 社会保険基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている

(出典：令和5年版地方財政白書)

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和3年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合があります。

2 国と地方の税財源配分の見直し

(1) 国・地方間の財源配分

1では、国家財政と地方財政の歳出を見てきたが、次にその財源構造を見てみることにする。

国と地方公共団体は、次の5つの局面で財政的な関わりを持っている。

- ① 税源を国税と地方税とに分ける。
- ② 国はその徴収した国税の一部を地方交付税として地方公共団体に交付する。
- ③ 国は特定の国税の全部又は一部を地方譲与税として地方公共団体に譲与する。
- ④ 国は地方公共団体の実施する仕事に要する経費の全部又は一部につき、委託金・負担金・補助金等を交付する。
- ⑤ 地方公共団体は、国の実施する仕事の経費の一部につき、負担金を支出する。

これら、国と地方との間の財源のやりとりを図にしたものが、9pの「国と地方の税財源配分と地方歳入の状況」中の「(1)国・地方間の税財源配分」である。

当初、徴収される税額は、国63に対して地方37の割合になっているが、その後、国と地方の間で移転が行われる。具体的には、国税から地方交付税・地方譲与税が地方財源として地方公共団体に交付される。このほかに国は、その財源の中から地方公共団体に対して経費負担区分の規定に従って国庫支出金を交付する。一方、地方公共団体からは、国に対して直轄事業負担金が支出されている。この結果、国民への行政サービスの還元となる最終的支出段階の歳出規模は、国44、地方56となり、租税時点から逆転することとなる。

このように、地方公共団体が必要とする財源のかなりの部分が国を経由して地方公共団体に入ってくるという間接的な仕組みは、国民にとって「税負担」と「行政からの受益」との結びつきを希薄にしているのではないかという指摘がある。地方行財政がその自主性を十分に発揮するために、また、真に納税者意識が定着するために、すべての地方公共団体がその住民の福祉を守り、向上させるための行政サービスは、その団体が自らの意思で調達できる収入、すなわち地方税その他の自主財源によって賄われることが望ましい。

しかし、経済が発展し、人口や経済活動が特定地域に集中している現状では、いかなるところに地方税の税源を求めても、福祉・教育などの行政サービスを一定の水準で提供するための財源を得ることができない団体が多数存在する一方、特定地域においては一定水準の行政サービスを提供してもなお余りある財源を得ることができる団体が存在している。

このため、国として、すべての国民が等しく一定水準の行政サービスを受けられるよう、地方公共団体の財政力格差を何らかの方法によって調整する必要がある。

（２）地方財政計画の意義

前述（１）の地方公共団体間における財政力の格差是正は、具体的には地方交付税制度を通じて行われることとなる。しかしながら、国税４税の一定割合及び地方法人税の全額による地方交付税額が全国における地方の財源不足額を下回るようであれば、地方交付税制度による財政力の格差是正は不可能である。

そこで、地方財政全体の歳入と歳出を一定の方法で積算し、その収支の状況を明らかにすることによって、地方公共団体が法令によって義務づけられた事務事業その他地域住民の福祉を増進するための行政を標準的な水準で実施できるか否かを見極めることが必要不可欠である。この機能を果たしているのが地方財政計画である。

もし、国税４税の一定割合及び地方法人税の全額をもってしてもなお財源に不足が生ずるような場合には、地方財政もしくは地方行政にかかる制度の改正又は地方交付税率の変更を行う（地方交付税法第６条の３第２項）こととなる。

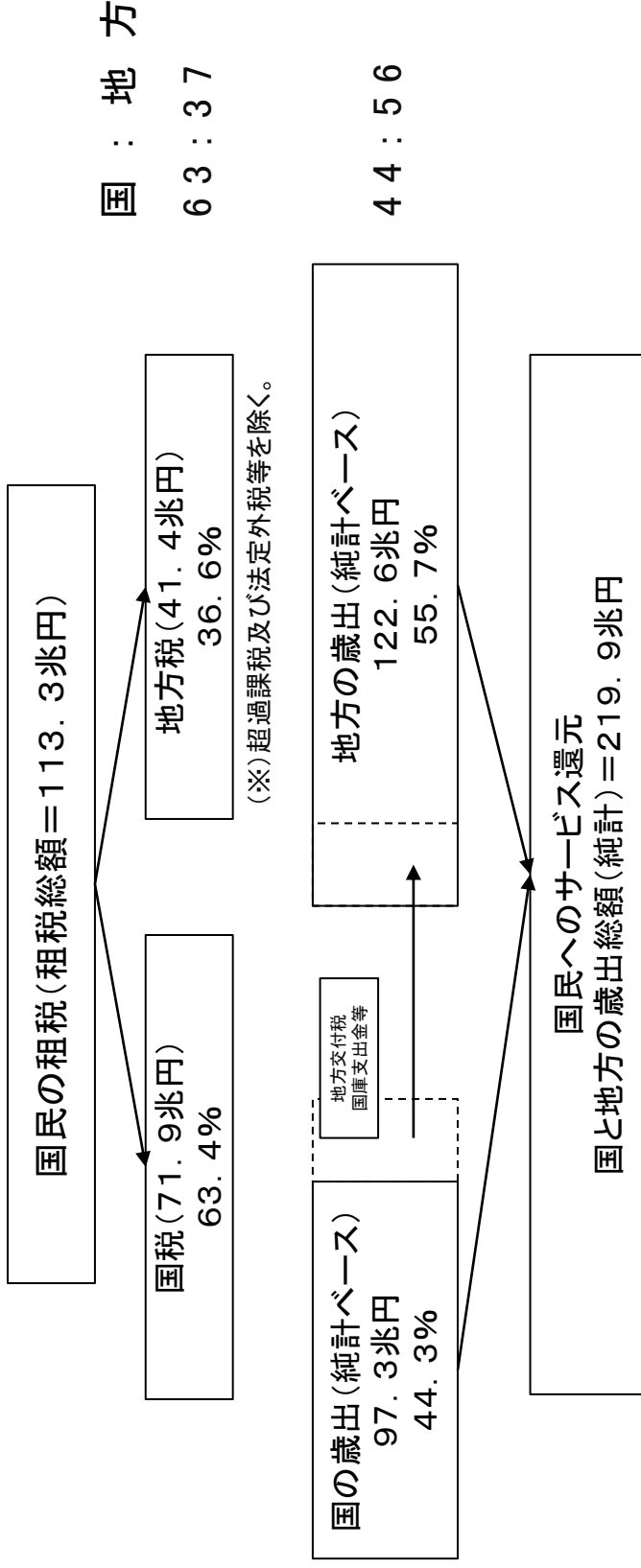
このように、地方財政計画は、国が地方財源の保障を行うためのメカニズムであり、地方公共団体の行財政運営の指針ともなっている。

なお、国の予算と地方財政計画との関係を示したものが 10 p の「国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和５年度当初）」であり、11p～20 p 「令和５年度地方財政計画の概要」は、令和５年度における地方財政の姿及び地方財源不足額への対応方法を解説した資料である。

また、22 p の「地方交付税総額等（当初）の推移」は、平成 19 年度から令和 5 年度までの地方交付税等の総額の推移を並べたものであるが、地方財政計画で見込まれた地方の財源不足額に対して法定率分の地方交付税だけでは賅いきれない状況が続いている。

国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(令和3年度)

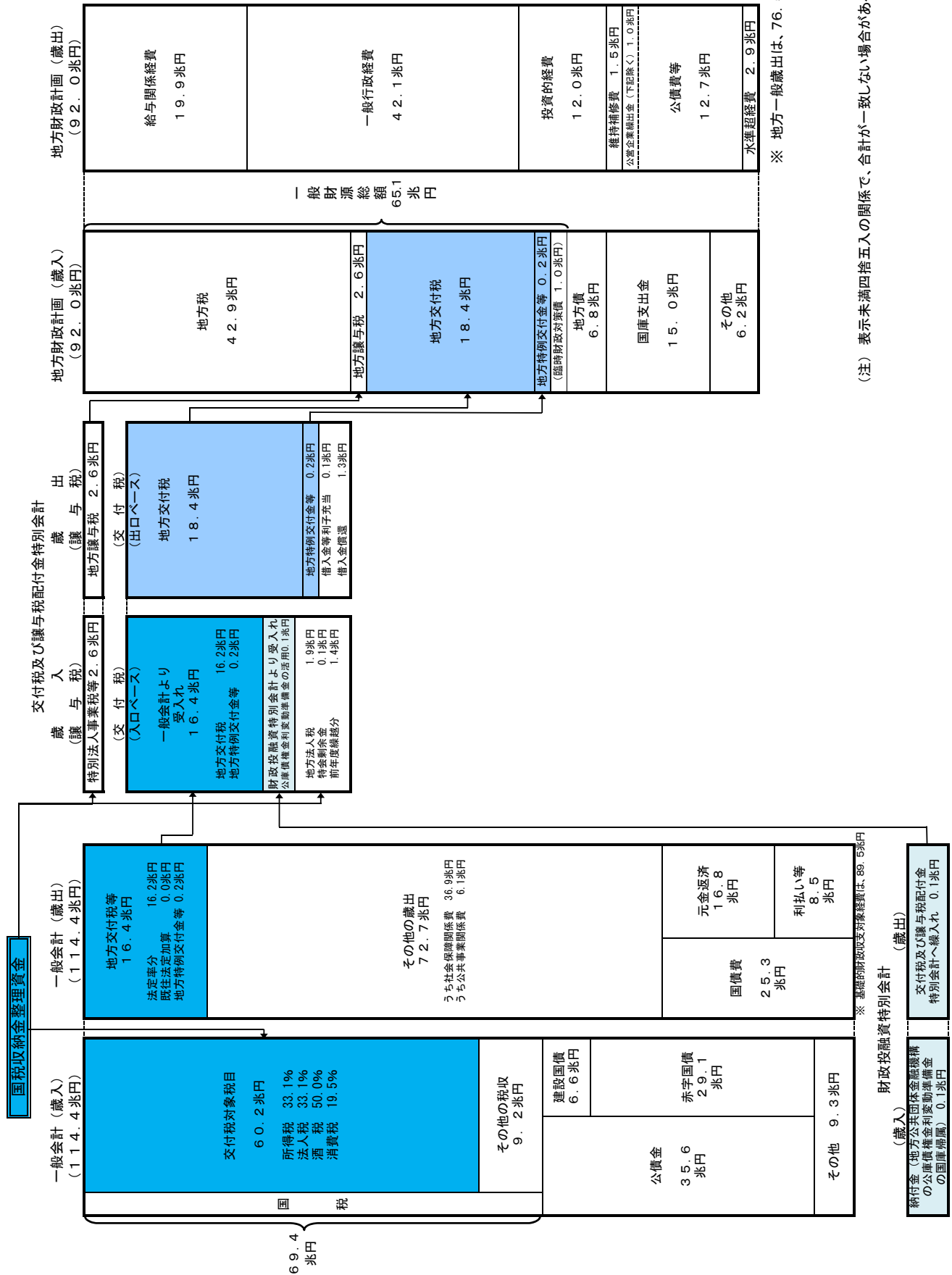


(2) 地方歳入決算の内訳(令和3年度)

地方税 424,089億円 (33.1%)	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税 224,064億円 (17.5%)	国庫支出金 320,206億円 (25.0%)	地方債 117,454億円 (9.2%)	その他 197,098億円 (15.2%)
地方歳入128兆2,911億円				

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和5年度当初）



(注) 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

令和5年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和5年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【Ⅰ 令和5年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	92兆 350億円	(④90兆5,918億円、+1兆4,432億円、+ 1.6%)
(2) 地方一般歳出	76兆4,839億円	(④75兆8,761億円、+ 6,078億円、+ 0.8%)
(3) 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆1,635億円	(④62兆 135億円、+ 1,500億円、+ 0.2%)
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 535億円	(④ 63兆 8,635億円、+ 1兆1,900億円、+ 1.9%)
(4) 地方交付税の総額	18兆3,611億円	(④18兆 538億円、+ 3,073億円、+ 1.7%)
(5) 地方税及び地方譲与税	45兆4,752億円	(④43兆8,283億円、+1兆6,469億円、+ 3.8%)
(6) 地方特例交付金等	2,169億円	(④ 2,267億円、▲ 98億円、▲ 4.3%)
(7) 臨時財政対策債	9,946億円	(④ 1兆7,805億円、▲ 7,859億円、▲44.1%)
(8) 財源不足額	1兆9,900億円	(④ 2兆5,559億円、▲ 5,659億円、▲22.1%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	935億円	(④ 1,069億円、▲ 134億円、▲12.5%)
② 規模	2,647億円	(④ 2,987億円、▲ 340億円、▲11.4%)
(2) 全国防災事業		
規模	587億円	(④ 1,023億円、▲ 436億円、▲42.6%)

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源(交付団体ベース)の総額 62兆1,635億円(前年度比 + 1,500億円、+ 0.2%)
 ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 535億円(同 + 1兆1,900億円、+ 1.9%)
 [一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.6%(④68.5%)]

・ 地方税	42兆8,751億円	(前年度比 +1兆6,446億円、+ 4.0%)
・ 地方譲与税	2兆6,001億円	(同 + 23億円、+ 0.1%)
・ 地方交付税	18兆3,611億円	(同 + 3,073億円、+ 1.7%)
・ 地方特例交付金等	2,169億円	(同 ▲ 98億円、▲ 4.3%)
・ 臨時財政対策債	9,946億円	(同 ▲ 7,859億円、▲44.1%)

○ 地方債 6兆8,163億円(前年度比 ▲7,914億円、▲10.4%)

・ 臨時財政対策債	9,946億円	(前年度比 ▲ 7,859億円、▲44.1%)
・ 臨時財政対策債以外	5兆8,217億円	(同 ▲ 55億円、▲ 0.1%)
通常債	5兆 617億円	(同 ▲ 55億円、▲ 0.1%)
財源対策債	7,600億円	(同 0億円、 0.0%)

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆3,611億円(前年度比 +3,073億円、+1.7%)

<一般会計>	16兆1,823億円(a)
(1) 地方交付税の法定率分	16兆1,669億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	16兆9,500億円
・ 国税減額補正精算分(㉔、㉕、①)等	▲ 2,910億円
・ 国税減額補正精算の前倒し分(②)	▲ 4,922億円
(2) 一般会計における加算措置(既往法定分)(※)	154億円
<small>※ 令和5年度に予定していた加算額3,871億円のうち、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額154億円を除く3,717億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう、加算時期を調整</small>	
<特別会計>	2兆1,788億円(b)
(1) 地方法人税の法定率分	1兆8,919億円
(2) 交付税特別会計借入金償還額	▲ 1兆3,000億円
	(うち償還の前倒し▲8,000億円)
(3) 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 572億円
(4) 交付税特別会計剰余金の活用	1,200億円
(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
(6) 令和4年度からの繰越金	1兆4,242億円
<地方交付税>(a)+(b)	18兆3,611億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤
地方交付税	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

・ 財源不足の縮小	④ 2兆5,559億円	→	⑤ 1兆9,900億円	(▲ 5,659億円)
・ 臨時財政対策債の抑制	④ 1兆7,805億円	→	⑤ 9,946億円	(▲ 7,859億円)
年度末残高見込み	④ 51兆9,931億円	→	⑤ 49兆1,190億円	(▲2兆8,741億円)
・ 交付税特別会計借入金償還の前倒し	5,000億円	→	1兆3,000億円	(+ 8,000億円)
・ 国税減額補正精算の前倒し	2,910億円	→	7,832億円	(+ 4,922億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤
臨時財政対策債	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0

4 財源不足の補填

○ 令和5年度における財源不足額 1兆9,900億円(前年度比▲5,659億円、▲22.1%)

※ 折半対象財源不足は、令和4年度に引き続き生じていない

○ 令和5年度から令和7年度までの間、国と地方の折半ルールを延長。令和5年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,600億円
② 地方交付税の増額による補填	2,354億円
・ 一般会計における加算措置(既往法定分)	154億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,200億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分)	9,946億円

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

5 地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」（1兆2,500億円）を創設

令和4年度	(単位:億円)	令和5年度	(単位:億円)
一般行政経費	414,433	一般行政経費	420,841
		デジタル田園都市国家構想事業費	12,500
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	地方創生推進費	10,000
地域デジタル社会推進費	2,000	地域デジタル社会推進費	2,500
		(マイナンバーカード利活用特別分)	500)

6 地域の脱炭素化の推進

- 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

7 地域の人への投資(リスクリング)の推進

- 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑤

8 防災・減災のための取組の推進

- 防災・減災のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」について、社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援や、消防本部における水中ドローンの配備を対象事業に追加

9 地方への人の流れの拡大の推進

- 地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する地方財政措置を拡充するとともに、地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設

10 地域社会再生事業費

- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和5年度においても、引き続き4,200億円を計上

11 物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑥

12 こども・子育て支援の強化

- 児童虐待防止対策の強化を図るため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名それぞれ増員
〔児童福祉司：④約5,780名 → ⑤約6,310名 → ⑥約6,850名〕
〔児童心理司：④約2,350名 → ⑤約2,590名 → ⑧約3,300名〕
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金の地方負担に対して地方財政措置を講ずる

13 保健所等の恒常的な人員体制強化

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員（④約2,700名→⑤約3,150名）するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員

14 地域公共交通（ローカル鉄道）の再構築への対応

- 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築を図るための経費について、新たな国庫補助事業の地方負担に対して地方財政措置を講ずる

15 地下鉄事業特例債の延長・特別減収対策企業債の延長

- 各地下鉄事業の経営状況が引き続き厳しいことから、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で、地下鉄事業特例債を5年間延長
- 新型コロナウイルス感染症対策の影響により料金収入が減少する公営企業の資金繰りに支障が生じないよう、全事業を対象とする特別減収対策企業債を延長

令和5年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑦

16 持続可能な地域医療提供体制の確保

- 公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保の取組等の支援に係る所要の財政措置を引き続き講ずるとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、新たに、地方団体のDX、首長・管理者向けトップセミナー及び公営企業のDX・GXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

18 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,972億円（④2兆7,968億円）
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298億円（④ 6,298億円）
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆6,347億円（④1兆6,184億円）

令和5年度地方財政計画の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 935億円(前年度比 ▲134億円、▲12.5%)
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 530億円
 - ② 地方単独事業分(中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等) 124億円
 - ③ 地方税等の減収分 281億円

※ 令和5年度の所要額は、935億円であるが、予算額は年度調整分281億円を除いた654億円(令和4年度予算額:929億円)となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和5年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆7,000億円

地域のデジタル化の推進

○ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)

○ 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円
(令和4年度 2,000億円)

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)

高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組(想定される例)

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援(書かない窓口)

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」(普通交付税の臨時費目)

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,700億円程度
(令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)

マイナンバーカードを利活用した地域のデジタル化の推進

1. マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

- 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

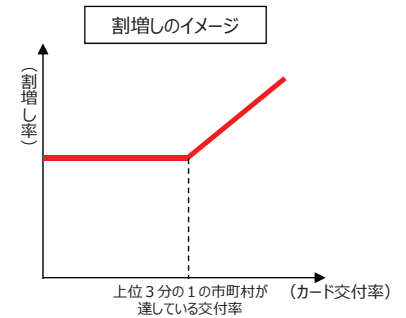
【算定額】

令和5年度 500億円程度（市町村分）

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

- ※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定
- ※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



2. 郵便局を活用した取組

- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7 ※ 財政力補正あり)を講ずる

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:33団体)

地域の人への投資（リスキリング）の推進

○ 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

1. 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、
 ①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
 ※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象
- 【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置の拡充

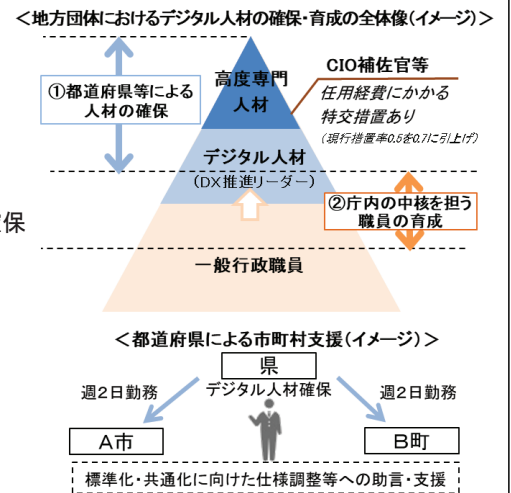
- 【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスキリング講座の実施等
- 【事業期間】 期限の定めなし
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 ①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保
 ②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成
- 【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



防災・減災のための取組の推進

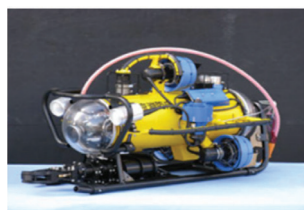
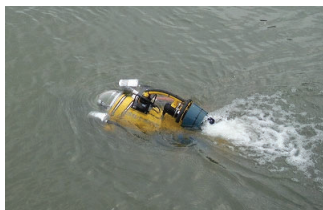
○ 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

<取組例>

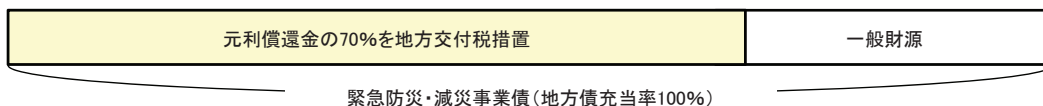
- ・ 指定福祉避難所となっている社会福祉施設(養護老人ホーム等)における避難者の生活環境改善(要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等)のための取組への補助
- ・ 指定避難所となっている私立学校施設(体育館)における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2. 消防本部への水中ドローンの配備



(参考)緊急防災・減災事業費の概要

- <事業期間> 令和3年度～令和7年度 <事業費> 5,000億円(令和5年度)
 <現行の対象事業> 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等
 <地方財政措置> 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)



地方への人の流れの拡大の推進

- 令和8年度までに地域おこし協力隊の隊員数を10,000人とする目標に向け、地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する特別交付税措置を拡充
- 地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設し、民間事業者に対する案件募集に係る経費等に対して特別交付税措置を講ずる。また、地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による連帯保証料の補助等に対して特別交付税措置を講ずる

1. 「地域おこし協力隊」の取組強化

<現役隊員数(R3)とR8目標隊員数>

- (1) 地域おこし協力隊員の募集等に関する特別交付税措置の拡充
隊員の募集等に要する経費: 1団体当たり200万円上限から300万円上限に拡充
- (2) 地域おこし協力隊員の日々のサポート体制の強化に関する特別交付税措置の創設
市町村における隊員の日々のサポートに係る隊員OB・OG等への委託経費: 1団体当たり200万円上限
- (3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に関する特別交付税措置の拡充
任期最終年次及び任期終了後1年に加え、新たに「任期2年目」より起業・事業承継の準備を支援
(隊員等の起業・事業承継に要する経費: 隊員1人当たり100万円上限)

令和3年度	約4,000人増	令和8年度
6,015人		10,000人

2. 「ローカルスタートアップ支援制度」の創設

- (1) 事業の企画・立ち上げ等に関する特別交付税措置の拡充
民間事業者に対する案件募集に係る経費や法人設立等に係る経費(法人登記等の委託経費)等について、特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)を講ずる
- (2) ふるさと融資(※)の利用
地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による地方債の利子負担や連帯保証料の補助に対して特別交付税措置(措置率0.75)を講ずる
※ 地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債: 津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(36.1万円 ⇒ 42.2万円)(17%増)
 - ② 病院事業債: 公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(40.0万円 ⇒ 47.0万円)(18%増)
- ※ いずれも令和4年度事業債から新単価を適用

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分	令和5年度	令和4年度
歳入合計 ①	920,350	905,918
地方税 ②	428,751	412,305
地方譲与税 ③	26,001	25,978
地方特例交付金等 ④	2,169	2,267
地方交付税 ⑤	183,611	180,538
地方債 ⑥	68,163	76,077
うち臨時財政対策債 ⑦	9,946	17,805
復旧・復興事業 一般財源充当分 ⑧	▲ 3	▲ 4
全国防災事業 一般財源充当分 ⑨	60	▲ 254
主 関 な 係 地 指 方 標 財 政		
一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	650,535	638,635
一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	69.6%	68.5%
地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	7.4%	8.4%

（参考）

- 地方の借入金残高（東日本大震災分を含む） 183.3兆円（令和5年度末見込） ※188.5兆円（令和4年度末見込）
- 交付税特別会計借入金残高 28.3兆円（令和5年度末） ※29.6兆円（令和4年度末）

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額 (C)-(B)	増減率 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)	(B)		
地 方 税	428,751	412,305	16,446	4.0		
地 方 譲 与 税	26,001	25,978	23	0.1		
地 方 特 例 交 付 金 等	2,169	2,267	△ 98	△ 4.3		
地 方 交 付 税	183,611	180,538	3,073	1.7		
国 庫 支 出 金	150,085	148,826	1,259	0.8		
歳 地 方 債	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4		
うち臨時財政対策債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1		
うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0		
入 使 用 料 及 び 手 数 料	15,646	15,729	△ 83	△ 0.5		
雑 収 入	45,867	44,456	1,411	3.2		
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 3	△ 4	1	△ 25.0		
全国防災事業一般財源充当分	60	△ 254	314	△ 123.6		
計	920,350	905,918	14,432	1.6		
一 般 財 源	650,535	638,635	11,900	1.9		
（水準超経費を除く交付団体ベース）	621,635	620,135	1,500	0.2		

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)	(B)		
給 与 関 係 経 費	199,053	199,644	△ 591	△ 0.3		
退 職 手 当 以 外	187,724	185,283	2,441	1.3		
退 職 手 当	11,329	14,361	△ 3,032	△ 21.1		
一 般 行 政 経 費	420,841	414,433	6,408	1.5		
補 助	239,731	234,578	5,153	2.2		
単 独	149,684	148,667	1,017	0.7		
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,726	14,988	△ 262	△ 1.7		
デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,000	500	4.2		
地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0		
地域デジタル社会推進費	2,500	2,000	500	25.0		
地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0		
公 債	112,614	114,259	△ 1,645	△ 1.4		
歳 維 持 補 修 費	15,237	14,948	289	1.9		
うち緊急防災・減災事業費	1,100	1,100	0	0.0		
投 資 的 経 費	119,731	119,785	△ 54	△ 0.0		
出 直 轄 ・ 補 助	56,594	56,648	△ 54	△ 0.1		
単 独	63,137	63,137	0	0.0		
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0		
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	5,800	△ 1,000	△ 17.2		
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0		
うち脱炭素化推進事業費	1,000	-	1,000	皆増		
公 営 企 業 繰 出 金	23,974	24,349	△ 375	△ 1.5		
企業債償還費普通会計負担分	13,997	14,398	△ 401	△ 2.8		
そ の 他	9,977	9,951	26	0.3		
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	28,900	18,500	10,400	56.2		
計	920,350	905,918	14,432	1.6		
（水準超経費を除く交付団体ベース）	891,450	887,418	4,032	0.5		
地 方 一 般 歳 出	764,839	758,761	6,078	0.8		

※1 デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(2,000億円)の合算額である。

※2 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)の額である。

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	935	1,069	△ 134	△ 12.5
	一般財源充当分	3	4	△ 1	△ 25.0
	国庫支出金	1,632	1,822	△ 190	△ 10.4
	地方債	9	9	0	0.0
	雑収入	68	83	△ 15	△ 18.1
計		2,647	2,987	△ 340	△ 11.4
歳出	給与関係経費	54	58	△ 4	△ 6.9
	一般行政経費	1,288	1,418	△ 130	△ 9.2
	補助	902	921	△ 19	△ 2.1
	単独	386	497	△ 111	△ 22.3
	公債	68	83	△ 15	△ 18.1
	投資的経費	1,237	1,428	△ 191	△ 13.4
	直轄・補助	1,235	1,426	△ 191	△ 13.4
	単独	2	2	△ 0	△ 0.0
公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0	
計		2,647	2,987	△ 340	△ 11.4

(2) 全国防災事業

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳入	地方税	646	768	△ 122	△ 15.9
	一般財源充当分	△ 60	254	△ 314	△ 123.6
	雑収入	1	1	0	0.0
計		587	1,023	△ 436	△ 42.6
歳出	公債	587	1,023	△ 436	△ 42.6
	計	587	1,023	△ 436	△ 42.6

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳入	地方税	429,397	413,073	16,324	4.0
	地方譲与税	26,001	25,978	23	0.1
	地方特例交付金等	2,169	2,267	△ 98	△ 4.3
	地方交付税	184,546	181,607	2,939	1.6
	震災復興特別交付税以外	183,611	180,538	3,073	1.7
	震災復興特別交付税	935	1,069	△ 134	△ 12.5
	国庫支出金	151,717	150,648	1,069	0.7
	地方債	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4
	うち臨時財政対策債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
	うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0
	使用料及び手数料	15,646	15,729	△ 83	△ 0.5
	雑収入	45,936	44,540	1,396	3.1
	計	923,584	909,928	13,656	1.5
	一般財源	652,059	640,730	11,329	1.8
	歳出	給与関係経費	199,107	199,702	△ 595
退職手当以外		187,778	185,341	2,437	1.3
退職手当		11,329	14,361	△ 3,032	△ 21.1
一般行政経費		422,129	415,851	6,278	1.5
補助		240,633	235,499	5,134	2.2
単独		150,070	149,164	906	0.6
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		14,726	14,988	△ 262	△ 1.7
デジタル田園都市国家構想事業費		12,500	12,000	500	4.2
地方創生推進費		10,000	10,000	0	0.0
地域デジタル社会推進費		2,500	2,000	500	25.0
地域社会再生事業費		4,200	4,200	0	0.0
公債		113,269	115,365	△ 2,096	△ 1.8
維持補修費		15,237	14,948	289	1.9
うち緊急浸透推進事業費		1,100	1,100	0	0.0
投資的経費		120,968	121,213	△ 245	△ 0.2
直轄・補助		57,829	58,074	△ 245	△ 0.4
単独		63,139	63,139	△ 0	△ 0.0
うち緊急防災・減災事業費		5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費		4,800	5,800	△ 1,000	△ 17.2
うち緊急自然災害防止対策事業費		4,000	4,000	0	0.0
うち脱炭素化推進事業費		1,000	-	1,000	皆増
公営企業繰出金		23,974	24,349	△ 375	△ 1.5
企業債償還費普通会計負担分		13,997	14,398	△ 401	△ 2.8
その他の	9,977	9,951	26	0.3	
不交付団体水準超経費	28,900	18,500	10,400	56.2	
計	923,584	909,928	13,656	1.5	
地方一般歳出	767,418	761,665	5,753	0.8	

※1 デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(2,000億円)の合算額である。

※2 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)の額である。

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率				年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税		地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6	20	0.3	0.0	0.2	1.3
63	6.3	5.7	9.4	7.5	21	▲ 1.0	0.7	▲10.6	2.7
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3	22	▲ 0.5	0.2	▲10.2	6.8
2	7.0	6.7	7.5	10.3	23	0.5	0.8	2.8	2.8
3	5.6	7.4	6.1	7.9	24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
4	4.9	5.9	4.1	5.7	25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6	26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4	27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
7	4.3	3.6	3.6	4.2	28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
8	3.4	2.3	0.1	4.3	29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
9	2.1	0.9	9.6	1.7	30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3	令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1	2	1.3	2.3	1.9	2.5
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6	3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0	4	0.9	0.6	8.3	3.5
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0	5	1.6	0.8	4.0	1.7
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5					
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5					
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1					
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9					
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4					
			(6.5)						

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

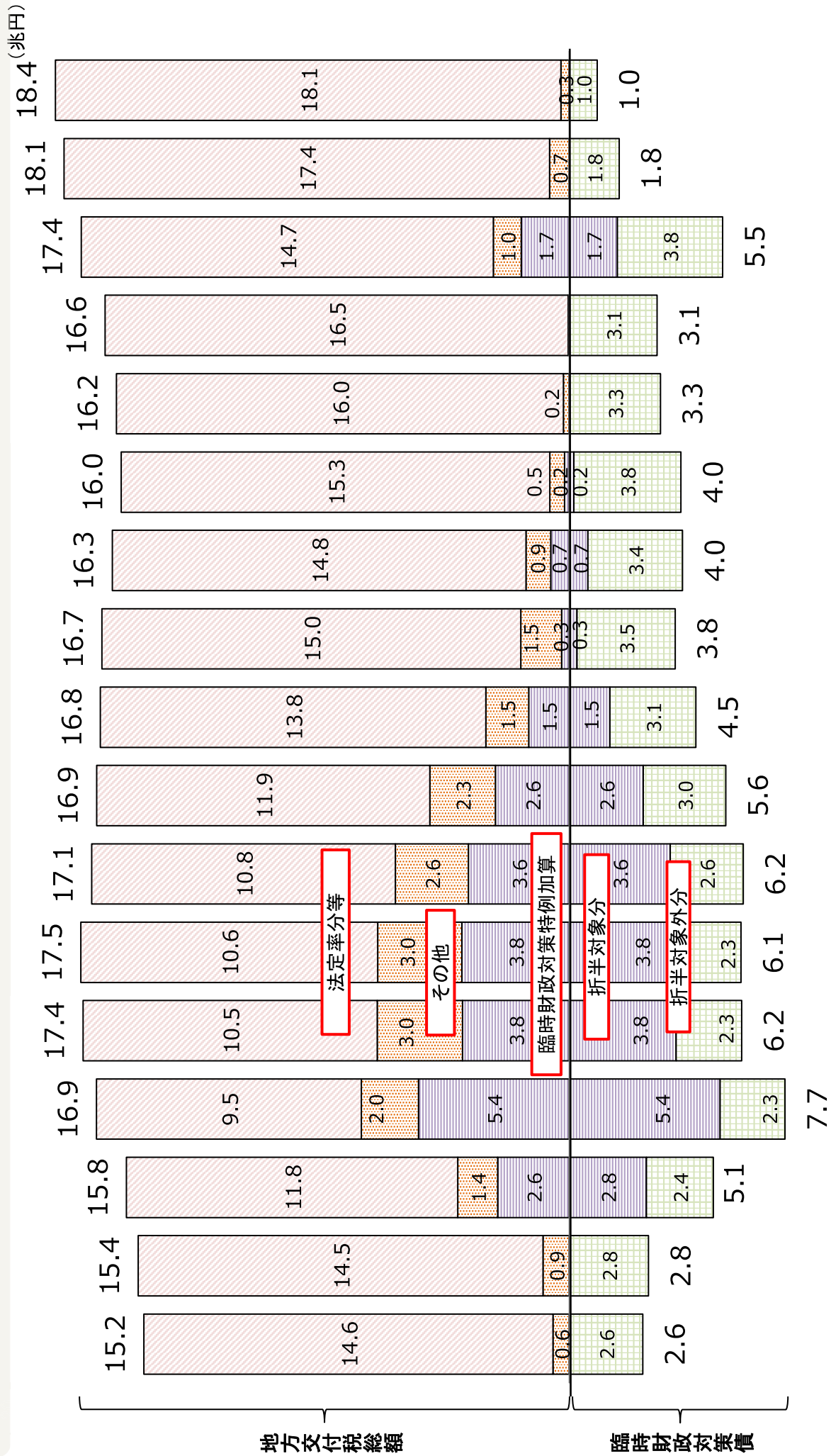
(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)	年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
63	60,481	6,581	10.4	66	18	108,174	▲14,445	13.0	200
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66	19	96,529	▲11,645	11.6	199
2	56,241	649	8.4	67	20	96,055	▲ 474	11.5	197
3	56,107	▲ 134	7.9	70	21	118,329	22,274	14.3	199
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79	22	134,939	16,610	16.4	200
5	62,254	10,854	8.1	91	23	114,772	▲20,167	13.9	200
6	103,915	41,661	13.1	106	24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
7	113,054	9,139	13.7	125	25	111,517	▲ 137	13.6	201
8	129,620	16,566	15.2	139	26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150	27	95,009	▲10,561	11.1	199
10	110,300	▲10,985	12.7	163	28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
11	112,804	2,504	12.7	174	29	91,907	3,300	10.6	196
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181	30	92,186	279	10.6	194
13	119,107	7,836	13.3	188	令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
14	126,493	7,386	14.4	193	2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
15	150,718	24,225	17.5	198	3	112,407	19,625	12.5	191
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201	4	76,077	▲36,331	8.4	188
					5	68,163	▲ 7,914	7.4	183
									(見込)
									(見込)

地方交付税総額等（当初）の推移



※ 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
 ※ 「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
 ※ 「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特別加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、交付税特別会計剰余金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金（償還等）の合算額）。

3 地方財政計画の歳出の分析等

(1) 通常の収支による計算

地方財政計画は、地方公共団体の当該年度における実際の収支見込額を計上するものではなくて、標準的な水準における経費と収入を都道府県、市町村を通ずる純計の形で計上し、その均衡状況を示すものである。したがって、そこに計上される経費は標準的な必要な額であり、これに対応する税収入は標準税率による収入見込額である。そのため、超過課税等による収入は、地方公共団体の自主的な財政運営の財源として計画外のものとなる。

(2) 普通会計の純計

地方財政計画は、地方公共団体の普通会計の歳入歳出の純計額を示すものであって、公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計等の事業会計は含まない。

なお、経費負担区分に基づく他の事業会計に対する普通会計からの繰出金は、地方財政計画に計上されている。

(3) 単年度の収支

地方財政計画は、翌年度における地方公共団体に係る単年度の収支見込みであることから、前年度からの繰越事業費又は前年度からの剰余金収入は見込んでいない。また、地方財政計画は、当初予算ベースで積算されるため、年度途中における地方税の自然増収や地方交付税、国庫支出金等の補正による増加分は算入されない。

(4) 歳出は性質別分類

地方財政計画の策定に当たっては、地方財政の構造、経費の動向等を見る上で便利なように、歳出については目的別ではなく性質別分類を採用している。

(5) 決算との相違

地方財政計画は、地方公共団体の現実の歳入歳出のすべてを捉えるものではなく、標準的な水準における地方財政の歳入歳出の状況を把握することを通じて、地方公共団体の標準的な行政に要する財源を保障するとともに、地方公共団体の毎年度の財政運営の指標としての機能を有するものである。したがって、給与関係経費にあっては、人事委員会勧告（平成23年度から地域の民間給与の反映をより重視する観点に立って、人事院勧告から人事委員会勧告に変更）を基本として給与改定率を積算し、また、教職員・警察官の人数は実定員ではなく、標準法定数・政令定数で計上している。

一方、各地方公共団体の決算には、税の自然増減収や基金の積立て・取り崩しのほか、各団体に特有の特定財源等が含まれている。

このように、地方財政計画額と決算額とはそもそも一致する性格のものではなく、

ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

（６）地方財政計画の分析

26p「地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析」のとおり、地方財政計画（通常収支分）に計上された92.0兆円の歳出の内訳は、大きく分けて、給与関係経費19.9兆円、一般行政経費42.1兆円、投資的経費12.0兆円、公債費11.3兆円などとなっている。

そのうち、比較的濃い網掛けの部分は、国が支出内容に直接関与しているものを示している。

一例で給与関係経費を取り上げてみると、義務教育教職員、高校教職員、警察官、消防職員については、国の法令等で配置基準が定められている。各地方公共団体では、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号））や警察官の定数に関する政令等に従って職員を配置しなければならない、標準的な水準を確保するという限りでは支出に関する自由度はほとんどない。

このように、国が法令等で地方団体に行政の内容や水準の義務付けをしている経費については、国の利害に関する事務でもあるため、多くの場合、国庫負担金等が支出され、義務教育教職員の人件費であれば、国が3分の1を負担する仕組みになっている。しかしながら、国が一定の行政水準を地方に義務付けているにもかかわらず、その水準を維持するために必要な経費を具体的に負担していない例もある。高校教員、警察官、消防職員などはその例で、地方単独経費であるにもかかわらず支出の水準が国によって決められている。

次に比較的薄い網掛けの部分であるが、こちらは、国の直接の関与はないものの法令で実施が義務づけられているために要する経費に該当するものを示している。これらは、地方単独事業であっても、戸籍、福祉、保健所、建築確認など一定の事務の実施が法令で義務づけられているため、一定数の職員や施設整備が必要となってくるものである。あらためて、地方財政計画の歳出内訳を見ると、濃淡を含めた網掛け部分が地方一般歳出の大半を占めていることがうかがえる。

このように、国によって仕事の義務付けが行われているのであるから、その裏表として、それらの仕事に必要な財源については、国が責任を持って必要な財政上の措置を講じなければならない。この旨は、地方自治法及び地方財政法にそれぞれ規定されている。

○ 地方自治法第232条第2項

「法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。」

○ 地方財政法第13条第1項

「地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。」

これらの規定を具体的に実行ならしめているのが地方財政計画、地方交付税制度及び第2章で説明する地方債制度である。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（令和5年度）【92兆350億円】（単位：億円）

給与関係経費 199,053	補助 56,133	国費 15,437
	地方単独 142,920	地方費 40,696
一般行政経費 420,841	補助 239,731	地方費 50,287
		地方費 92,633
	地方単独 149,684	国費 103,720
		地方費 136,011
投資的経費 119,731	補助 56,594	国の事業団等への出資金等 1,417
		地方費 148,267
		地方費
		地方費
		地方費
		地方費
		地方費
		地方費
		地方費
		地方費
公債費 112,614	直轄事業負担金 5,522	地方費
	国費 26,554	地方費
公営企業繰出金 23,974	地方単独 63,137	地方費
		地方費
その他 44,137	地方費	地方費
		地方費

補助等 60.5%
単独 39.5%

直轄事業負担金 4.6%
補助 42.7%
単独 52.7%

予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など

(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院（高度医療等）等

4 地方財政の現状と課題

(1) 地方財政の現状

バブル景気によって地方財政の財源不足額が1兆円を下回る時期が続いていた。しかしながら、バブル景気の崩壊等によって平成6年度以降急激に拡大しており、平成15年度には17.4兆円の財源不足となり、地方財政計画の20.2%にも達する規模となった。

平成19年度に地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向に転じたため、財源不足額は4.7兆円まで減少したものの、平成22年度には個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税や地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移していることや社会保障関係経費の自然増等により、財源不足額は18.2兆円、地方財政計画の22.2%と過去最大の水準に達した。(資料:29p「地方財政の財源不足の状況」) 地方の財源不足額の動向と同じく、地方財政の借入金残高についてもバブル景気崩壊時期から急激に増加し、令和5年度末で183兆円と見込まれる。(資料:29p「地方債依存度の推移(H元～R5)」、30p「地方財政の借入金残高の状況」、31p「国及び地方の長期債務残高」)

このように、巨額の借入金残高を抱えているなど地方財政は極めて厳しい状況に置かれている一方、住民に身近な社会資本整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、自主的・主体的な活力ある地域づくりなど、地方公共団体はより一層大きな役割を求められる。このような状況下で、地方財政が収支の均衡を回復し、また、累積した多額の借入金の償還に対応しうる健全な財政構造を確立し、国民の要請に応じてその機能を適切に果たしていくためには、国・地方を通じて徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を推進し、地方公共団体の自主性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていかなければならない。

(2) 財源不足額への対応～臨時財政対策債の発行～

各年度において地方財政全体での財源不足が見込まれる場合には、地方財政対策により補填措置を講じることとしている。その際、交付税の増額によって財源不足額の全額を補填することが本来の望ましい姿であるが、交付税の原資である国税収入も不足しているのが現状である。そのため、従前は地方財源の不足に対処するために、交付税特別会計借入金による地方交付税の増額を基本として対応し、その償還金を国と地方で折半して負担することとしてきたところである。

しかしながら、このいわゆる特会借入方式は、

- ア いわば地方公共団体の共同の借入金であるが、個々の地方公共団体にとっては交付税総額の設定過程で整理されるものであるため、地方公共団体や住民に借入の実態がわかりにくいこと
- イ 国の予算上においても、国の財政実態をわかりにくくしていること等の問題が

指摘されていた。

このため、平成 13 年度より「国負担分は一般会計からの繰入」、「地方負担分は個々の団体の特例地方債発行」という方式により財源不足を補填することとし、国と地方の役割分担の明確化、財政の透明化等を図ることとした。これに基づいて各地方公共団体が発行する特例地方債が臨時財政対策債である。

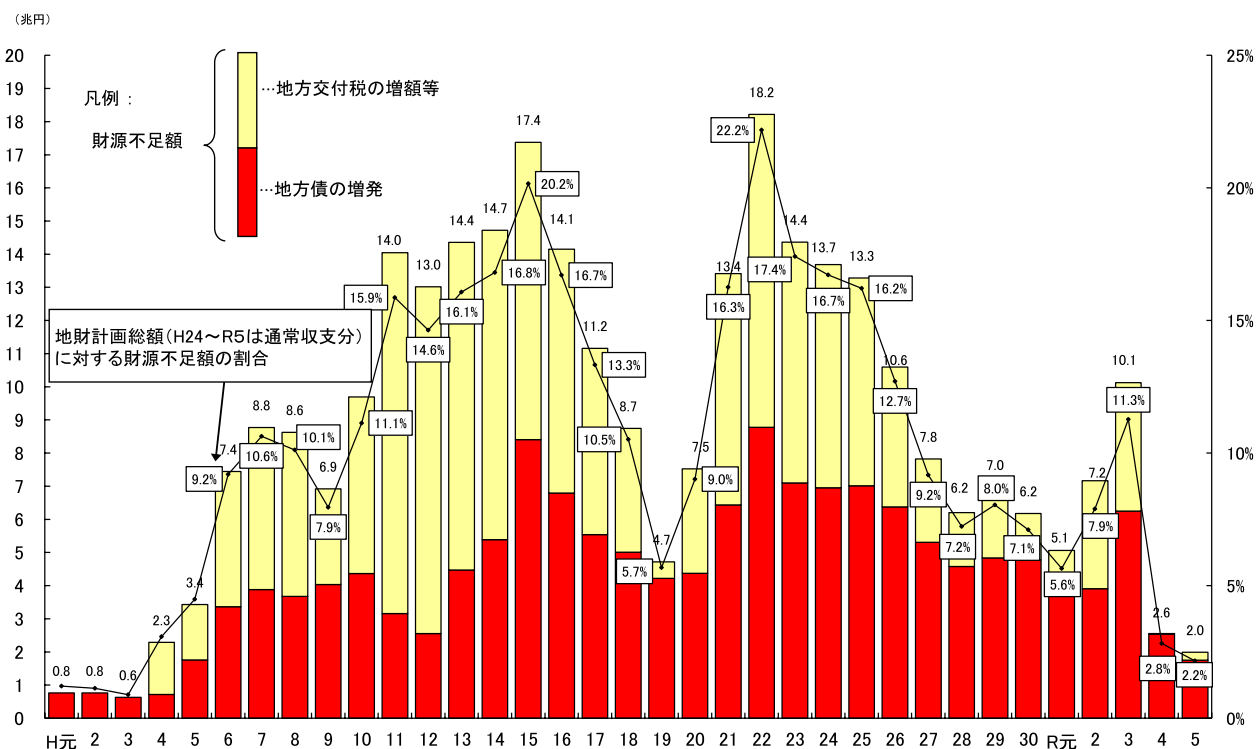
臨時財政対策債を用いた現行方式は、特会借入方式と比較すると、国・地方の責任が従前より明確化され、特に、地方においては、借入金依存の実態が議会や住民に明らかになることにより経費支出の効率化・重点化の必要性についての理解を深め、地方財政の健全化に向けた取組を促す効果も期待できる。

このように、臨時財政対策債は、地方の財源不足を制度的に補填するものであるが、「個々の地方公共団体の財政運営の結果として生じることとなった財源不足額」を補填するものではなく、「地方財政制度においてすべての地方公共団体についてそれぞれ標準的に発生すると見込まれる財源不足額」について、普通交付税の代替措置として制度的に発行が認められるものである。具体的には、地方財政法附則第 33 条の 5 の 2 に基づき、各地方公共団体は、同法第 5 条の特例として発行することができる。

また、臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するための地方債であることから、投資的経費以外の経費にも充当でき、また、その元利償還金については後年度に全額交付税措置されることとなっている。

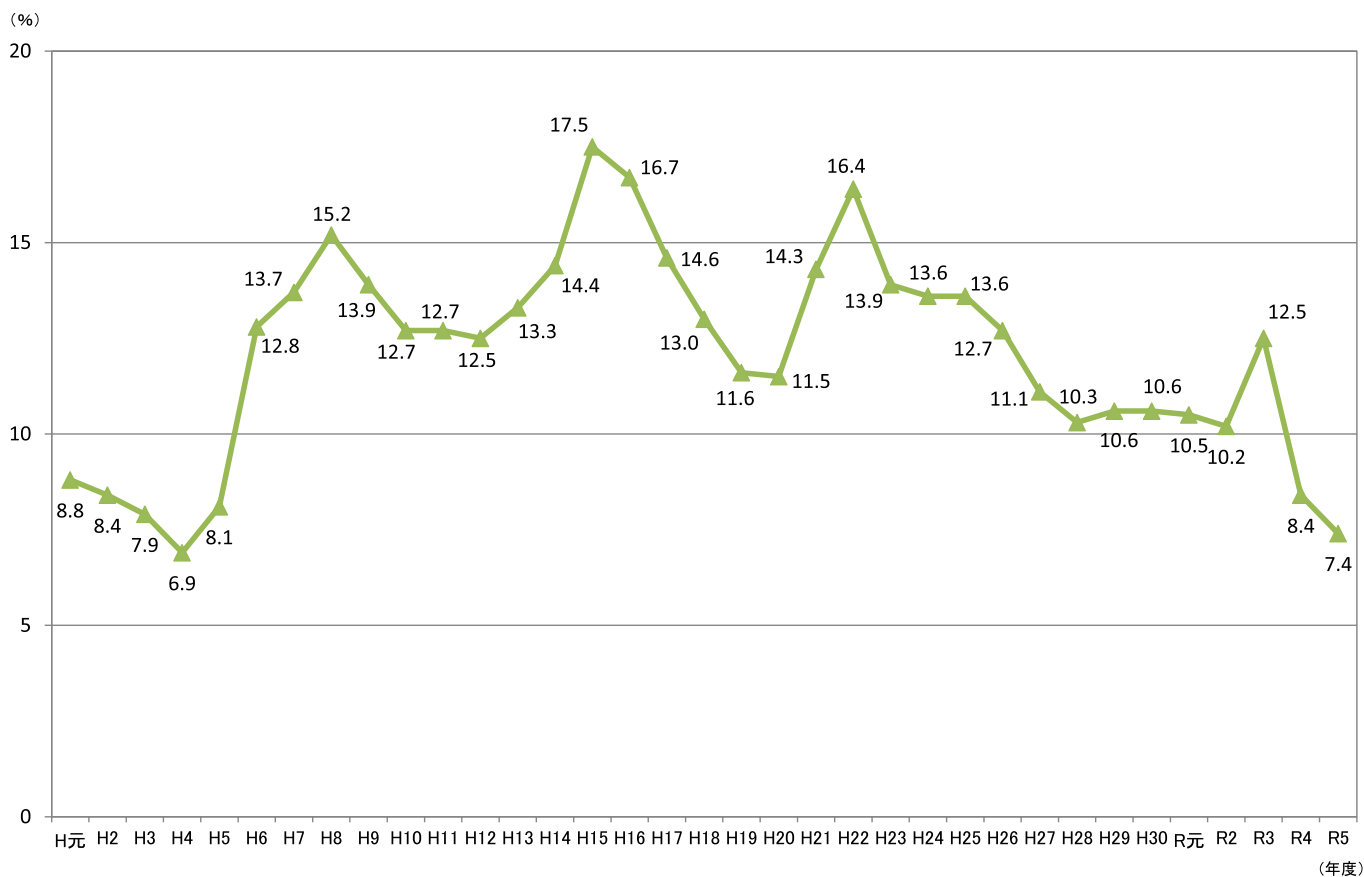
(資料：31p「臨時財政対策債について」、32p「令和 5 年度地方財政収支（通常収支分）」)

地方財政の財源不足の状況

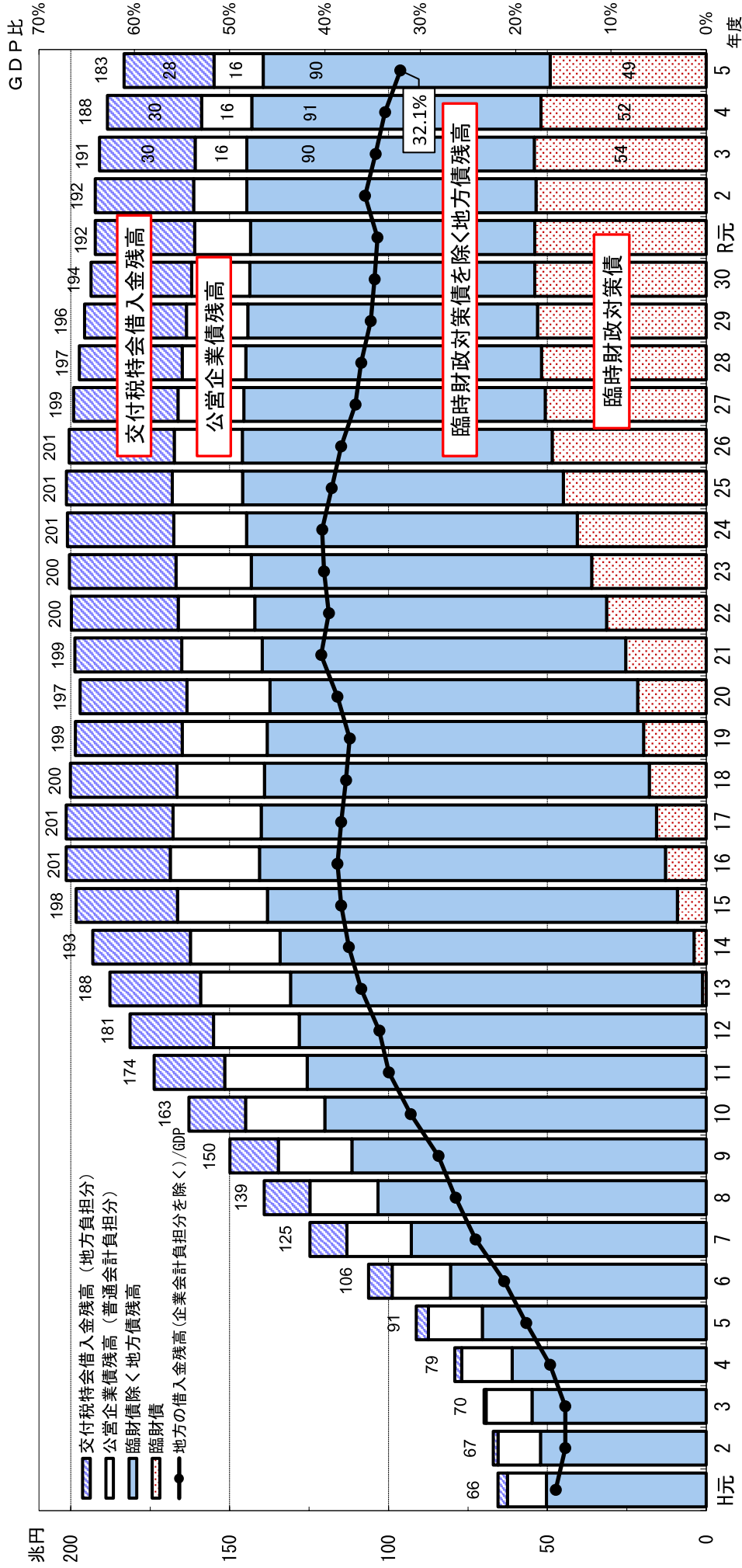


(注)財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(令和5年度は当初)

地方債依存度の推移 (H元～R5)



地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和3年度までは決算ベース、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画等に基づく見込み。
 ※2 GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度は実績見込み、令和5年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	23	22	22	21	21	20	

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <実績>	令和2年度末 (2020年度末) <実績>	令和3年度末 (2021年度末) <実績>	令和4年度末 (2022年度末) <国:補正後予算 地方:見込み>	令和5年度末 (2023年度末) <政府案>
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,068 (1,048)	1,097 (1,072)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,043 (1,023)	1,068 (1,043)
対GDP比	55% (55%)	87% (85%)	106% (105%)	145% (141%)	157% (148%)	159% (151%)	176% (174%)	180% (177%)	186% (183%)	187% (182%)
地方	163	198	197	201	194	192	192	191	188	183
対GDP比	30%	38%	38%	39%	35%	35%	36%	35%	34%	32%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,257 (1,237)	1,280 (1,255)
対GDP比	103% (103%)	131% (130%)	149% (148%)	190% (185%)	197% (188%)	199% (191%)	217% (215%)	219% (217%)	224% (221%)	224% (219%)

(注1) GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度及び令和5年度は政府見直しによる。

(注2) 債務残高は、令和3年度までは実績値。国は、令和4年度については第2次補正後予算、令和5年度については予算に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。

(注4) 令和3年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和4年度末、令和5年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和5年度末で28兆円)である。

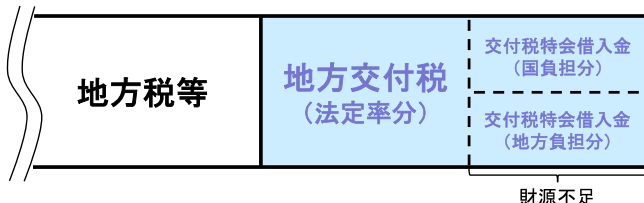
(注6) このほか、令和5年度末の財政投融资特別会計国債残高は104兆円。

臨時財政対策債について

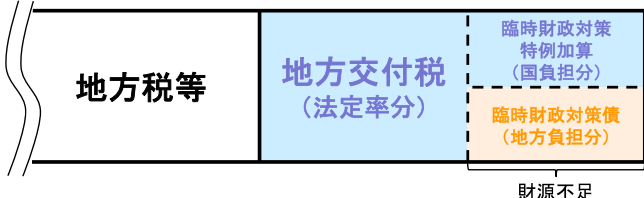
- 平成13年度以降、折半対象財源不足について、従来の交付税特別会計における借入れに替えて、国負担分は地方交付税の特例加算、地方負担分は臨時財政対策債の発行により補填。
- 後年度の元利償還金の全額を地方財政計画の歳出(公債費)に計上することにより必要な償還財源を確保。また、個別団体の元利償還金の全額を普通交付税の基準財政需要額に算入することにより、個別団体の償還財源を保障。

<国・地方の財源不足の補填ルール(イメージ)>

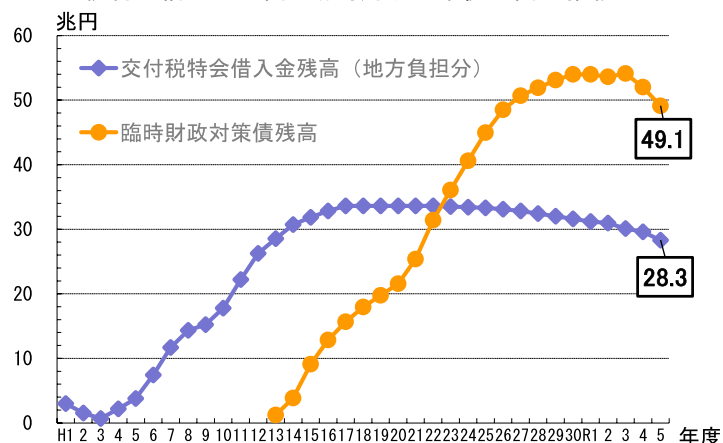
【平成12年度以前】



【平成13年度以降】



<交付税特会借入金残高と臨時財政対策債残高の推移>



※1 R3年度までは決算値、R4・R5年度は見込み。

※2 表示未満は四捨五入。

令和5年度地方財政収支（通常収支分）

(単位:兆円)

歳出 92.0兆円 (+1.4)	給与関係経費 19.9 (▲0.1)	一般行政経費 42.1 (+0.6)	投資的経費 12.0 (▲0.0)	公債費 11.3 (▲0.2)	その他 6.8 (+1.0)
		(うち 単独事業 15.0(+0.1) ※ 光熱費高騰への対応 デジタル田園都市国家構想事業費 1.25 (+0.05) 地域社会再生事業費 0.4(同額)	(うち 脱炭素化推進事業費 0.1(+0.1)		

歳入 92.0兆円 (+1.4)	国庫支出金 15.0 (+0.1)	地方債等 11.2 (+0.1)	地方税・地方譲与税等 45.7 (+1.7)	地方交付税 18.4兆円 (+0.3兆円)	建設地方債の増発 0.8 (同額) 臨時財政対策債 (元利償還分) 1.0 (▲0.8) (うち ・一般会計剰余金 0.2 ・機構庫庫金の活用等)
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---

財源不足額 2.0兆円(▲0.6兆円)

地方一般財源総額 65.1兆円(+1.2兆円)
 地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(+0.2兆円)

注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2: ()内は令和4年度地方財政計画からの増減額

5 地方交付税制度の機能

(1) 地方交付税制度の役割

地方財政計画によって明らかとなった地方全体の財源不足額は、毎年度の地方財政対策によって地方交付税の増額等によって補填されることとなるが、個別団体における財源保障及び財源調整は、地方交付税制度を通じて行われることとなる。

36 p の「都道府県の税源偏在の状況」は、令和3年度の人口1人当たり都道府県税額であるが、地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源偏在が大きいことがうかがえる。

また、37 p の「地方交付税による財源保障・財源調整の状況」は、各都道府県における令和3年度決算について、目的別支出割合を帯グラフで示したものに、地方税の割合等を示した線グラフを重ねたものである。一番上の島根県について見ると、地方税の割合を示す太い折れ線が公債費に位置しているが、これは島根県における地方税収のみでは、各種交付金と公債費の一部しか手当できないことを表している。一方、一番下の東京都にあっては太い折れ線グラフが総務費その他に位置しており、東京都の税収だけでも東京都の大半の支出を手当てすることができる結果となっている。

このように、47 都道府県単位で見ても税源偏在が著しいことが明らかであるが、行政サービスの水準に地域格差が生じないように、地方交付税制度等を通じて財源保障・財源調整された結果が、細い折れ線で示されたグラフである。団体によって多少ジグザグしているが、財政力の弱い団体ほど太線と細線との開きが大きく、地方交付税制度による財源保障機能・財源調整機能が発揮されているところである。

なお、右側の線（地方税、地方交付税及び地方譲与税の合計の割合）が100%に達していないのは、このほかに国庫補助金や地方債等の財源があることによる。

(2) 普通交付税の算定方法

地方交付税は、普通交付税と特別交付税とに分類されるが、地方交付税総額の94%が普通交付税であり、特別交付税は画一的な普通交付税の算定方法では捕捉できない特別な財政需要に対応するために算定されるものであることから、普通交付税の算定方法について説明することによって、個別団体の財源保障・財源調整がどのように行われているのかを見てみることにする。

普通交付税は、財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える団体に対して交付される制度となっている。（資料：38p「普通交付税の算定方法」）

基準財政需要額は、消防費、道路橋りょう費、清掃費等の各行政項目（費目）における単価（単位費用）に当該費目における行政経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映する指標（測定単位）及び測定単位の増減だけでは捕捉できない財政需要を数値化した補正係数を乗じて得たものである。

単位費用は、人口規模等について標準的な団体を設定し、標準団体が行政サービス

を適正な水準で実施するために必要であろうと見込まれる経費を各行政項目ごとに計上した額を、標準団体の人口、道路の面積等で除して得た単価である。(資料：38p「標準団体設定の意義（単位費用の前提）」)

より実態に近い算定を目指すのであれば、各地方公共団体における現実の行政経費や人口等を用いて算定することになるが、算定技術上困難である上に標準的な財政需要を算定する交付税制度の趣旨に反することとなる。

測定単位について若干補足すると、例えば、人口が多いほど消防署や消防用資機材を多数備えておく必要があるというように消防費にあっては人口が、道路の面積・延長が大きいほど当該団体の道路維持補修や改良経費等が増加するとして、道路橋りょう費にあっては道路の面積・延長がそれぞれ測定単位として法定されている。

しかしながら、当該地方公共団体の測定単位の増減だけでは捕捉できない財政需要も存在する。例えば、寒冷地ゆえに生じる維持補修における特殊な工事経費や除排雪に要する経費などがこれに当たる。後述する地方債の元利償還金についても地方公共団体によって公共施設の整備状況が異なり、測定単位の増減だけでは捕捉することが困難である。よって、これらの財政需要については、補正係数によって交付税の算定に反映しているところである。

なお、測定単位については、国勢調査や各省庁が定める台帳等公信力のある指標が測定単位として法定されており、補正係数を設定する際の基礎数値についてもできるだけ客観的なデータに基づいて設定するよう省令で定められている。

基準財政収入額については、市町村民税、固定資産税等の標準税収を積み上げたものである。したがって、超過課税や条例による独自の減税は基準財政収入額に反映されない算定方法となっている。これは、各団体の裁量が基準財政収入額に反映されると、地方の徴税意欲を減退させることにつながるからである。

また、基準財政収入額が標準的な地方税収入見込額の75%相当とされている(25%相当の財源が留保されている)のは、①各団体の税収がすべて基準財政収入額に組み込まれると徴収するだけ基準財政収入額が増加し、その分だけ交付税が減少することとなり徴税意欲を阻害するおそれがあること、②各団体の事務は広範多岐におよび、基準財政需要額で全ての財政需要を捕捉することが困難であることとの整合性を保つことによるものである。

(3) 臨時財政対策債の仕組み

前述のとおり、臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法附則第33条の5の2に基づき発行が認められる特例地方債であり、地方交付税の代替財源としての性格を有している。

各地方公共団体における発行可能額は、標準的な行政サービスを行うために必要な地方一般財源の規模に対応する基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える(地方交付税法附則第6条の2の規定に基づき基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額相当分を控除する)方法で算定される。

その上で、発行可能額の元利償還金に相当する額について、地方交付税法の定めるところにより、その全額を基準財政需要額に算入することとしている。

各地方公共団体における発行可能額の算定方式については、平成 21 年度までは各団体の人口を基礎として算定していたが、平成 22 年度以降、各団体の財源不足額を基礎とした算定が段階的に導入され、平成 25 年度以降は、全て財源不足額基礎方式に移行している。これは、臨時財政対策債の急増や地方公共団体からの意見を踏まえ、地方交付税の代替財源としての財源調整機能を強化する観点から行われたものである。

財源不足額基礎方式への移行により、普通交付税の不交付団体（臨時財政対策債を実際に発行しない団体が多い）には臨時財政対策債が配分されなくなるとともに、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、財政力に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じ、財政力の弱い団体の臨時財政対策債が過度に増加することのないよう、地方団体間の適切な配分を図っている。

（４）普通交付税と地方債の元利償還金との関係

現在の地方債の協議制度のもとでは、同意等を得て発行された地方債の元利償還金は、地方財政計画に計上されることにより財源保障されることとなり、個別の地方公共団体の元利償還金は、地方交付税制度により財源措置されることとなる。

具体的には、事業を実施する年度では、地方負担額の多くの部分に地方債が充当されるため、事業実施年度ではなく地方債の元利償還金が発生する後年度に、元利償還金の額に応じて基準財政需要額に反映させる方式（いわゆる事業費補正）により算定される。

一方で、このような算定方式は、地方団体の負担意識を薄めてしまい、「自ら効果的な事業を選択し、効率的に行おうという意欲を失わせているのではないか」などといった指摘がなされるようになり、平成 14 年度以降、事業費補正については、順次、廃止・縮減を行ってきたところである。

このため、地方債の元利償還金に対する交付税措置は、

- ・災害関連や防災・減災対策など国民の生命・安全に係るもの
- ・新直轄高速道路や整備新幹線など全国的にみて財政需要が大きく偏在しているもの
- ・国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するもの（年限等を限定して措置）

に限定して行っているところであり、人口減少などの社会経済情勢を踏まえつつ、地方団体の財政規律にも留意しながら、制度の運用が行われている。

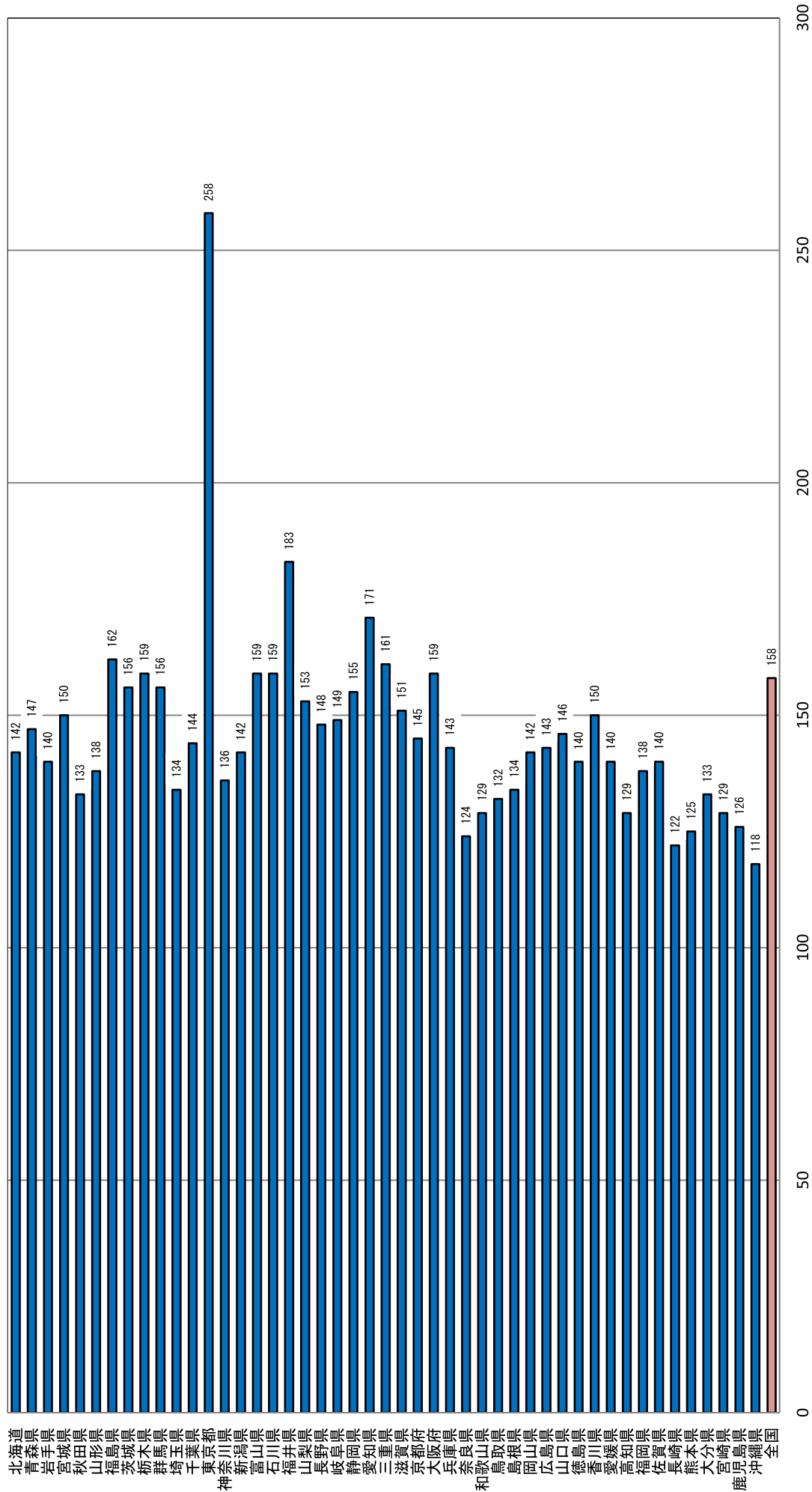
（資料：39p「地方債の元利償還金に対する交付税措置の考え方」、40p「事業費補正の見直し」）

都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、令和3年度では、人口一人当たり税額でみると東京の25.8万円に対し、沖縄県は11.8万円と2.2倍の格差が生じている。

令和3年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



普通交付税 は、**基準財政需要額** が **基準財政収入額** を超える団体に対して交付

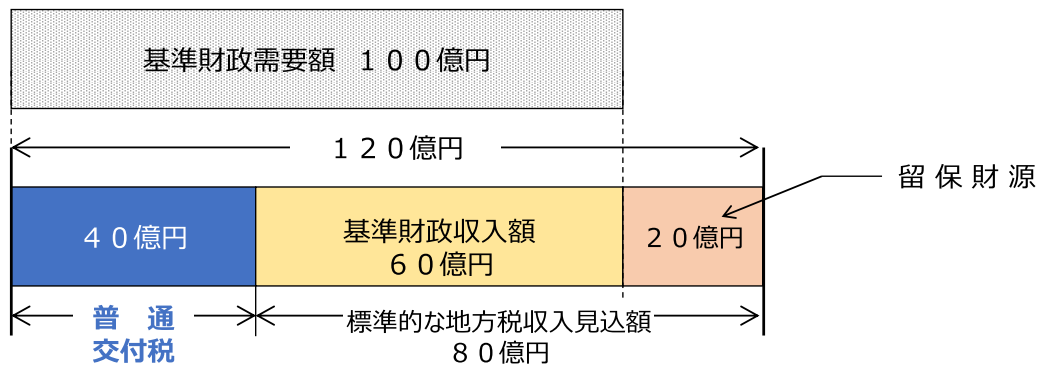
- **基準財政需要額** : 当該団体の標準的な財政需要として、各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

- **基準財政収入額** : 当該団体の標準的な財政収入として、各税目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{ (譲与税については100\%)}$$

- 算定例 :



標準団体設定の意義（単位費用の前提）

- **地方交付税**は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平**にその超過額を補填することを目的として交付される。
- 基準財政需要額は、**単位費用 × 測定単位 × 補正係数**の算式によって算出されるため、単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要なものである。
- すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、**衡平に交付税を交付するため**、単位費用の設定には**自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある**。

標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの（積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの）を想定している（右は標準団体のうち主な項目の例）。

単位費用

標準団体における行政経費（一般財源）を行政項目ごとに積算し、標準団体における測定単位で除して得た単価が単位費用となる。

【令和5年度の例】

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500km ²	210km ²
道路の延長	3,900km	500km
小学校数	364校	1校
うち教員数	6,398人	—
うち学級数	—	18学級
うち児童数	—	660人

（各学年3クラス、第1～4学年は35人学級、第5～6学年は40人学級。）
教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

測定単位

地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

地方債の元利償還金に対する交付税措置の考え方

○ 地方債の元利償還金に対する交付税措置については、平成13年度の「骨太の方針」において、「地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小」すべきと指摘されたことなどを踏まえ、これまで順次、廃止・縮減を行ってきた。

○ 地方債の元利償還金に対する交付税措置は、現在、以下に該当するものに限定して行っている。

括弧内の数値
左側：地方債充当率、
右側：元利償還金の交付税算入率

・ 防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの

(事業例) 災害復旧事業(100% - 95%等)、緊急防災・減災事業(100% - 70%)、防災対策事業(75% - 30%等)

・ 全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの

(事業例) 直轄ダム(90% - 50%)、新直轄高速自動車国道(90% - 50%)、整備新幹線(90% - 50%等)、
沖縄振興特別推進交付金事業(100% - 50%)

・ 国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するもの(措置年限等を限定した上で措置)

(事業例) 辺地対策事業(100% - 80%)、過疎対策事業(100% - 70%)、公共施設等適正管理(90% - 50%等)

【参考】平成27年3月6日 衆議院予算委員会 大臣答弁(抄)

例えば地方債の元利償還金、これに対して交付税措置をする、モラルハザードを起こすんじゃないかと、今の仕組みについていろいろおっしゃっておりましたけれども、これまでもこれは順次廃止、縮減を行ってまいりました。

今、例えば、元利償還金に対して交付税措置をやっている、建設地方債についてそういう扱いをしているのは、防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの、それから全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、例えば整備新幹線など、こういったものに絞り込んで、あと、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものにも、年限等を付した上で限定して行ってきました。

事業費補正の見直し

いわゆる事業費補正については、地方分権改革推進委員会第4次勧告において、財政力が弱い地方自治体における事業の執行等にも配慮し、可能な限り縮減する方向で検討すべきとされたことを踏まえ、以下のとおり見直しが行われている。

<1> 平成23年度の実業費補正の廃止等(概要)

- ・ 消防広域化事業 告示の期限(H24)後に廃止
- ・ 地下鉄事業(出資金・補助金) 廃止
- ・ 防災対策事業 「特に推進すべき事業」は廃止
- ・ 地域活性化事業 「合併の円滑化」は廃止
- ・ 施設整備事業(一般財源化分) 交付税措置率の段階的な引下げ

<2> 平成22年度の実業費補正の見直し(概要)

○ 全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題の生じない以下の事業について、22年度からの新規事業に係る事業費補正を行わない。

(1) 補助事業・国直轄事業

港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム 等

(2) 地方単独事業

地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

○ 経過措置(注)終了後における、地方債発行額(臨時財政対策債、減収補てん債及び退職手当債を除く)に占める事業費補正対象起債額の割合を試算すると、以下のとおり低下すると見込まれる。

地方債合計：5割程度 → 3割程度

うち一般会計債：5割程度 → 2割程度

(注) 経過措置

継続事業等については、当該事業の終了まで経過措置として事業費補正を行うが、事業の終了に伴い、徐々に事業費補正を縮減

<3> 平成14年度の実業費補正の見直し(概要)

○ 公共事業

(1) 地方債の充当率を原則90%(財源対策債を含む)に引き下げ。(従前95%)

(2) 地方債に係る事業費補正等の算定による算入率を引下げ。

※港湾、ダム等については引下げ率緩和

○ 地方単独事業

地域総合整備事業債を廃止

第2章

地方債のしくみ

第2章 地方債のしくみ

1 地方債の概要

(1) 地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、その性格として次のような側面を有している。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

なお、年度をまたがない一時的な借入れ（いわゆる「一時借入金」）は、⑤により、「地方債」には含まれない。

(2) 地方債の機能

地方債が果たしている主な機能は、次のとおりである。

① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちつことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共・公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

(3) 地方債の対象経費

詳細は後述するが、地方債を充当できる経費は、原則として地方財政法第5条第1号から第5号に規定する経費とされている。

(4) 地方債の起債手続等

① 協議、許可、届出について

詳細は後述するが、地方債を起す手続についても、地方財政法及びその政省に定められている。地方債を起す上では、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。また、財政状況によっては、起債に当たり総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。

このような協議等に対して、総務大臣又は都道府県の同意等を得た地方債については、公的資金（後述）を借りることができるほか、元利償還金に対する交付税措置が講じられることになっている。

このほか、財政状況が良い地方公共団体については、「届出」という手続で起債することも可能となっている。

② 資金の借入先について

前述のとおり、地方債は「資金調達によって負担する債務」である。詳細は後述するが、借入れる資金は、国の「財政融資資金」（財融資金）、地方公共団体金融機構の「地方公共団体金融機構資金」（機構資金）（これらを合せて「公的資金」という。）がある。このほか、銀行や市場公募により資金を調達する方法（これらを「民間等資金」と総称する）がある。

2 地方債に係る法令等

(1) 地方債の対象経費（条文：45p 参照）

- ① 地方債を充当できる経費は、地方財政法第5条に規定されている。同条では、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならない」ことを原則とした上で、ただし書において、地方債の対象とすることができる経費として、次の経費を列挙している。

【地方債の対象経費（地方財政法第5条ただし書）】

同条第1号 公営企業に要する経費

第2号 出資金及び貸付金

第3号 地方債の借換えに要する経費

第4号 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費

第5号 公共施設、公用施設の建設事業費

なお、充当する事業別に、例えば「公共事業等債」、「災害復旧事業債」等に分かれており、どのような事業についてどの事業区分の地方債を充当できるかについては、後述する「地方債同意等基準」や「地方債同意等基準運用要綱」などにおいて規定されている。

- ② ①以外にも、他の法律による特例措置として地方債の対象とすることができる場合がある。

(例)

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策事業債
- ・ 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
- ・ 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
- ・ 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却に係る地方債

(2) 地方債に係る法令や通知等

地方債を充てることができる経費や手続については、地方財政法や同法の政省令で定められている。また、総務省において、例年、地方債計画や充当率(※)、地方債同意等基準を告示しているほか、「地方債同意等基準運用要綱」や「地方債に係る質疑応答集」等の通知を示しており、ここにおいても、地方債の対象経費や手続について規定している。

地方債に係る実務を行う上では、これらを適宜参照して事務を行う必要がある。地方債に係る法令や通知等とそれらの概要を列挙すると、次のとおりである。

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）抄

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の償還年限）

第五条の二 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

附 則

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

○ 地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）抄

附 則

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四 法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し
- 二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ① **地方財政法、地方財政法施行令、地方債に関する省令**
 - ・地方財政法及びその政省令にて、地方債の対象経費や、起債の手續等が規定されている。
- ② **地方債計画（総務省告示）**
 - ・地方債計画は、地方財政法第5条の3第10項の規定に基づき、毎年度、国（総務省）が策定する、地方公共団体が発行する地方債の総量等に関する年間計画である（詳細は後述）。計画額は、前述の事業区分別に設定されている。
- ③ **地方債同意等基準（総務省告示）**
 - ・地方債同意等基準は、総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるものである。その主な内容は、次のとおりである。
 - i) 地方債同意等基準の策定方針
 - ii) 地方債協議等のスケジュール
 - iii) 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
 - iv) 事業区分ごとの対象事業
 - v) 協議の手續
 - vi) 許可団体に係る許可基準
 - vii) 財政再生団体に係る許可基準
- ④ **地方債同意等基準運用要綱（総務省副大臣通知）**
 - ・地方債同意等基準運用要綱は、同意等基準に基づく手續のうち協議等手續の詳細や、同意等基準に示された事業別の対象経費の詳細のほか、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの。
- ⑤ **地方債充当率（総務省告示）**
 - ・地方財政法施行令第20条第4項において、地方債計画の内容を考慮して事業区分ごとに「地方債充当率」を定め、同意等基準と併せて公表することが、総務大臣に義務づけられている。地方債計画等に設定された事業区分別に、充当率を表形式で示したものである。

（「地方債充当率」とは、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率」である。）
- ⑥ **「地方債についての質疑応答集」（総務省事務連絡）**
 - ・同意等基準や同意等基準運用要綱等の取扱いについて、地方公共団体から照会が予想される事項について、質疑応答形式で取扱いを解説したもの。末尾には、国の地方公共団体向け補助金等（投資関係）に対応する地方債の事業区分を整理した早見表がある。
- ⑦ **「地方債届出手続等について」（総務省事務連絡）**
 - ・届出により起債する場合の手續について示したもの。
- ⑧ **「地方財政法に基づく地方債に関する法定受託事務の処理基準」（総務省事務**

連絡)

・協議等の手続や運用について示したもの。

⑨ 地方債計画資金区分（総務省事務連絡）

・地方債については、後述する公的資金での借入れも可能であるが、地方債計画に設定された事業区分ごとの額に、どの資金を充てられるかを表形式で示したもの。

・地方債計画そのものではないが、地方債計画に関連する資料として、例年、総務省から地方債計画と併せて示されている。

⑩ 財政融資資金と地方公共団体金融機構資金の償還期限及び据置期間表

・公的資金の事業区分別の貸付け条件について、公的資金の貸し手である財務省や地方公共団体金融機構が表形式で示した資料。借入れ年限の上限等が示されている。例年、②～⑨及び⑩の資料と併せて年度冒頭に総務省からも地方公共団体に送付している。

⑪ 起債関係各種様式（総務省事務連絡で送付）

・地方債の起債手続で使用する様式。毎年、制度改正に伴って内容が少しずつ改変されるため、必ず当年度のものを使用する必要がある。

②～⑪については、例年4月冒頭に総務省から地方公共団体宛てに発出される。また、これらのほかに、事業区分によっては、当該事業区分の取扱について、別途事務連絡等が出されている場合もあるので、それらにも留意する必要がある。

3 適債性の確認等について

(1) 適債性の確認のプロセス

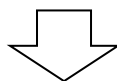
前述のとおり、地方債の対象経費は、例外を除き地方財政法第5条各号に規定されている。

そして、どのような事業に充てる地方債であるかによって、「公共事業等債」や「災害復旧事業債」等の事業区分が分かれている。事業区分は、地方債計画や同意等基準で示されており、どのような事業にどの事業区分の地方債を充てることができるのかについては、同意等基準や同意等基準運用要綱を参照しつつ、当てはめていくことになる。

一般的に、地方債を充てることができる経費であることを「適債性」と呼称しているが、上記のように、「適債性」には、地方財政法上の地方債を充てられる経費であるという意味と、ある事業区分の対象経費に該当するという意味の、二つの意味がある。

実務における適債性の確認のプロセスをまとめると、次のとおりである。

① 「法律上の適債性」（地方財政法第5条各号や地方債の特例規定に基づく地方債の発行対象経費に該当するか）を確認【適債性①】



② ①を確認した上で、同意等基準や運用要綱に照らし、どの事業区分に該当するかを確認【適債性②】

(資料：51p「適債性の確認プロセス（イメージ）」)

<地財法第5条5号（公共・公用施設の建設事業費）の適債性の確認について>

地方財政法上の適正性を確認する際の留意点として、地方財政法第5条第5号の場合の留意点をまとめると、次のとおりである。

地方財政法第5条

- 5 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

① 地方公共団体が自ら公共・公用施設を整備する場合

(資料：52p「ケーススタディ～公共施設の老朽化対策等に関する地方債の取扱いを中心に～」)

○「公共・公用施設」に該当するか

- ・地方自治法上の「行政財産」(普通地方公共団体が所有する財産のうち、公用又は公共用に供し、又は供することと決定したもの)や「公の施設」(住民の福祉を推進する目的をもってその利用に供するための施設で、その設置・管理に関する条例が必要)に該当するかどうかは一つのメルクマール。
- ・地方財政法逐条解説における「公共施設」は、「地方公共団体の建設、管理に係る施設のうち、学校、道路のように住民に直接利便を与えることを目的とする施設」。

○「建設事業費」に該当するか

- ・公共・公用施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費は、「建設事業費」に該当。
- ・公共・公用に供するための土地や建物等の取得費も「建設事業費」に含まれる。
- ・実施設計に要する経費は「建設事業費」に含まれるが、基本設計に要する経費は含まれない。
- ・備品のみで購入費は「建設事業費」に該当しないが、建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するもの(原則として、1品あたり20万円以上、耐用年数5年以上)は該当。

<例>

パソコンの購入費のみ：×

LAN整備と一体として購入されるパソコン：○

- ・防災行政無線や消防緊急指令システムなどのように、全体が一体のシステムとして機能を発揮すると認められる場合、その取得費は「建設事業費」に含まれる。
- ・既存建物を撤去しなければ施設の新増設ができない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる解体撤去費(当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるもの)は「建設事業費」に含まれる。

(資料：52p「公共施設等の除却に係る地方債の取扱い」)

- ・既存施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施が決まっている場合において、詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができないなど、実施設計と同一視できるような点検・調査等は「建設事業費」に含まれる。(一方、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものなど、経常的な点検・調査等に要する経費は含まれない。)

② 「公共的団体（※1）」や「国又は地方公共団体が一定割合以上出資（※2）する法人」が行う公共施設の整備に対して地方公共団体が負担・助成する場合

※1：独立行政法人（鉄道・運輸機構、水資源機構など）、土地区画整理組合、土地改良区、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合など

※2：「国又は地方公共団体が1/2以上」出資又は「国又は地方公共団体の全額出資法人が1/2以上」かつ「国又は地方公共団体が1/3以上」出資

【地方財政法施行令第1条】

<例>

- ・整備新幹線の建設負担金（鉄道・運輸機構（＝公共的団体）が実施する整備新幹線の建設事業に対する沿線自治体の負担金）
- ・地域鉄道対策事業（地方公共団体が一定割合以上出資する第三セクターが実施する鉄道施設の整備・更新事業や車両の購入等に対する沿線自治体の補助金）
- ・社会福祉法人（＝公共的団体）が実施する保育所等の整備事業に対する地方公共団体の補助金）
- ・地方独立行政法人（＝公共的団体）が実施する公立大学の整備事業に対する地方公共団体の補助金

<ケーススタディ（地域鉄道対策事業）>

- ・助成先が「地方公共団体が一定割合以上出資する法人」に該当するか
⇒ 中小民鉄や地方公共団体の出資割合が低い第三セクターに対する助成は対象外
- ・助成の対象となる事業が「建設事業」に該当するか
⇒ 経常的な点検・調査費や維持補修費は対象外

（2）充当率、資金、交付税措置率の確認

事業区分によって、充当率や借り入れることが出来る資金、交付税措置率が設定されているため、2（2）の資料や総務省が示している各種通知で確認することとなる。

（資料：53p「地方債充当率について」、53p「地方債充当率と交付税措置率」、54p「主な事業債の充当率・交付税措置率一覧」）

適債性の確認のプロセス（イメージ）

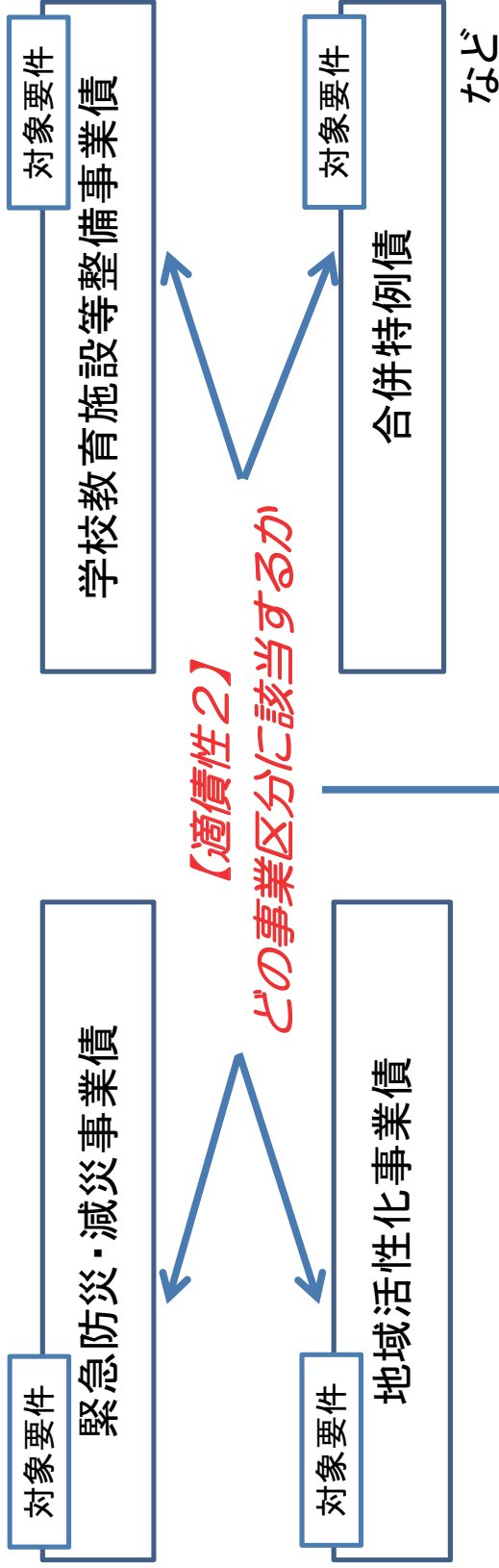
非適債経費



適債経費

【適債性1】法律上の適債性

<未同意>



地財法第5条各号等

同意等基準・運用要綱

- 国庫補助事業
公共事業等債（都道府県）、一般補助施設整備等事業債（市町村）
- 地方単独事業
一般単独・一般事業債

ケーススタディ～公共施設の老朽化対策等に関する地方債の取扱いを中心に～

既存施設の点検・調査に要する経費

- ・ 既存施設の点検・調査等に要する経費については、施設の建設事業を実施するために必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当する。
- ・ 実施設計に要する経費は「建設事業費」に含まれるが、基本設計に要する経費は含まれない。
- ・ したがって、一般的調査のほか、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものその他経常的なものに該当する点検・調査等に要する経費は、地方債の対象とはならない。

備品・設備の購入に要する経費

- ・ 備品のみで購入費は「建設事業費」に該当しないが、建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するもの（原則として、1品あたり20万円以上、耐用年数5年以上）は該当する。
 - ・ 設備の整備のみを行う場合でも、全体が一体のシステムとして機能を発揮すると認められる場合、その取得費は「建設事業費」に含まれる。
- 例) パソコンの購入費のみ：×、LAN整備と一体として購入されるパソコン：○、防災行政無線、消防緊急指令システムなど：○

公共施設の修繕事業に要する経費

- ・ 地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であって、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象となる。
- ・ 一方、破損箇所の修理など、単なる施設の維持管理として行うものは地方債の対象とならない。

既存施設の解体工事に要する経費(現地建替えの場合)

- ・ 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ施設の新增設ができない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当する。

公共・公用施設を転用する際の協議等の取扱い

- ・ 公共・公用施設を転用する際、国庫補助金の返還が不要となる場合には、当初の起債の目的に変更はないものとみなし、起債の変更協議等を不要とする取扱いとなっている。
- ・ 平成27年度以降は、上記に加え、地方単独事業により整備された場合であっても、転用する施設の経過年数が10年以上である場合等については、国庫補助金を受けて行われた施設整備と同様、起債の目的に変更がないものとみなし、起債の変更協議等が不要とされた。
- ・ なお、この場合における転用する施設に係る地方交付税措置については、起債の変更協議等が不要となる場合には、転用後においても従前の地方交付税措置が継続されることとなる。

公共施設等の除却に係る地方債の取扱い

地方財政法第5条では、地方債の発行は、世代間負担の公平の観点から、後世代にも効用の及ぶ公共施設の建設事業等に限られ、除却のみの事業は対象となっていない^(注1)



【地方財政法の改正】

公共施設等総合管理計画^(注2)に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

○特例措置の概要

- ・ 特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・ 地方債の充当率 75%(資金手当)

(注1) 地方財政法第5条に基づき、除却に地方債を用いることができる例

(1) 現地建替え

除却費用も含めて建設費用は、地方債の対象



(2) 防災空地等の整備

地域防災力向上のため、公共施設等として防災空地を整備する場合等には、除却費用も含めて整備費用は、地方債の対象



(注2) 公共施設等総合管理計画

過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画

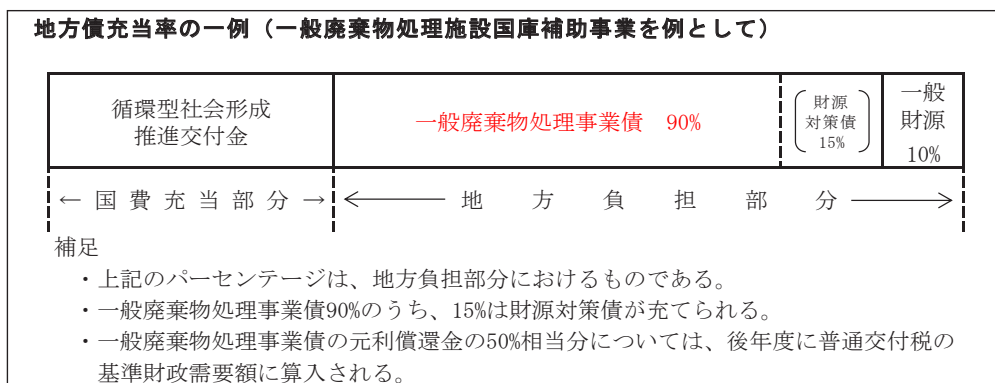
(記載事項)

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
(例) 公共施設等の状況(数、延べ床面積等) 財政状況、人口動態 など
- ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(例) 統合・更新・長寿命化等に関する基本的な方針 総量等に関する数値目標 など

※ H26.4.22 全地方公共団体に対し、計画策定を要請するとともに、計画の策定指針を发出

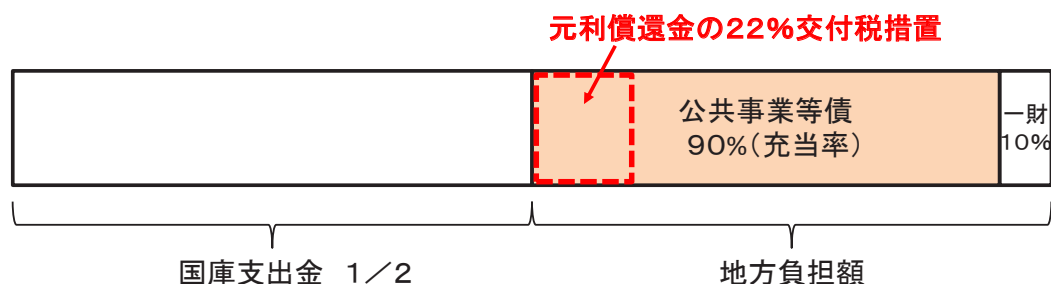
○地方債充当率

地方財政法施行令第20条第4項において、地方債計画の内容を考慮して事業区分ごとに「**地方債充当率**」を定め、同意等基準と併せて公表することも総務大臣に義務づけられている。地方債充当率とは、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率」のことであり、イメージ図は以下のとおりである。

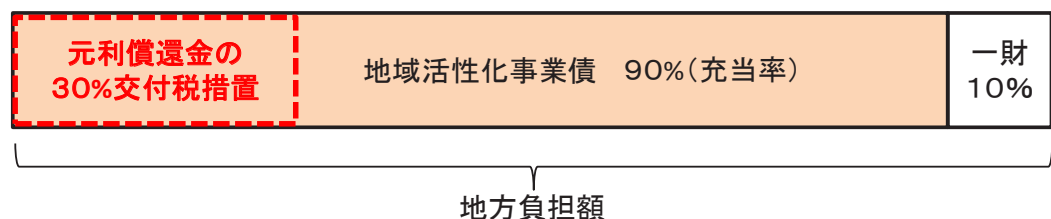


地方債充当率と交付税措置率

【補助事業の例】 公共事業等債(充当率90%)の場合、国庫支出金補助率は1/2



【単独事業の例】 地域活性化事業債(充当率90%)の場合



地方財政法施行令第20条第4項

(地方債計画等)

第二十条 1～3 略

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率(地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。)を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

主な事業債の充当率・交付税措置率一覧

主な事業債		充当率	元利償還金に対する交付税措置率
公共事業等債	原則	90%	22%
	直轄ダム	90%	50%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	補助・直轄(現年分)	100%	50%
		公共土木施設等 農林漁業施設等	100% 90%
	補助・直轄(過年分)	公共土木施設等 農林漁業施設等	90% 80%
災害復旧事業債	単独	公共土木施設等 農林漁業施設	100% 65%
			47.5~85.5%(財政力補正)
学校教育施設等整備事業債	補助(新増築)	90%	67%
	補助(大規模改造)	75%	30%
	単独(大規模改造)	75%	50%
	単独(その他)	75%	—
	補助(単独重点化含) 単独(その他)	90% 75%	50% 30%
一般廃棄物処理事業債(し尿・ごみ処理施設)			
一般補助施設等整備事業債・一般事業債			
地域活性化事業債			
合併特例債			
緊急防災・減災事業債			
公共施設等適正管理推進事業債	集約化・複合化	90%	50%
	長寿命化、転用、脱炭素化等	90%	30~50%(財政力補正)
	除却	90%	—
緊急自然災害防止対策事業債		100%	70%
緊急浸透推進事業債		100%	70%
辺地対策事業債		100%	80%
過疎対策事業債		100%	70%

4 地方債の協議制度について

(1) 地方債許可制度から協議制度へ

地方公共団体が地方債を発行する際には、平成17年度までは国の許可が必要であった。しかし、平成12年4月1日に施行された、いわゆる「地方分権一括法」により、地方公共団体の自主性をより高める観点から、許可制度は平成17年度をもって廃止され、平成18年度からは協議制度がとられている。(資料：60p「地方債制度の変遷」)

(2) 地方債協議制度

地方公共団体は、地方債を発行しようとするときは、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないが、発行は原則自由である。したがって、協議が整わない場合でも、地方公共団体は地方債を発行できる。

しかし、総務大臣等の協議は、全国的な観点からの「資金の配分・調整」及び「地方交付税制度との調整」等を主たる目的の一つとして行うものであるため、同意した地方債についてのみ、政府資金等の公的資金を充当するとともに、その元利償還金について地方財政計画や地方交付税制度を通じた財源保障が行われることとなっている。

また、財政運営の健全性を確保する観点から、同意されない地方債を発行する場合には、その地方公共団体の議会への報告が義務づけられている。

<関係規定>

○協議

- ・地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、軽微な変更等を除き総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない(地方財政法第5条の3第1項)。

○同意のある地方債に対する公的資金の充当

- ・地方公共団体は、協議において同意を得た地方債についてのみ公的資金を借り入れることができる(同条第7項)。

○同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

- ・総務大臣等の同意を得た地方債の元利償還金は地方財政計画に算入される(同条第8項)。

○同意のない地方債を発行する場合の議会報告

- ・総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行する場合は、地方公共団体の長は、原則としてあらかじめ議会に報告しなければならない(同条第9項)。

前述のとおり、地方債の発行は原則自由であるが、いかなる地方公共団体においても自由というわけではない。地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体や、元利償還金の支払いについて延滞がある地方公共団体等については、地方債の発行に当たって総務大臣又は都道府県知事の許可を要するとされている。

これは、「元利償還金の払込について延滞のある地方公共団体、元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体等については、当該地方公共団体の住民に対する基礎的行政サービスを確保するためのみでなく、地方債全体の信用を維持し、民間引受けの地方債のリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置づけを維持していくためにも、地方債の発行自体を禁止することとし、特定の場合にはそれを例外的に解除する手法として許可制度を設ける（地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」こととされた考え方に基づくものである。

具体的には、次の場合には総務大臣又は都道府県知事の許可を受けることを要する（地方財政法第5条の4）。

- ア 一定額以上の赤字を生じた地方公共団体（※1）
- イ 実質公債費比率が一定水準以上（18%以上）の地方公共団体
- ウ 元利償還金の支払いを遅延している地方公共団体
- エ 過去において元利償還金の支払いを遅延したことがある地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- オ 協議若しくは届出又は許可の経路を経ず地方債を起こした地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- カ 協議若しくは届出又は許可に当たって不正の行為をした地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- キ 繰越欠損金を有する地方公営企業等
- ク 普通税の税率が標準税率未満である地方公共団体（地方財政法第5条第5号に規定する経費の財源とする地方債に限る。）

※1：標準財政規模に対する赤字額が、標準財政規模の額に応じて段階的に設定された次の額以上の地方公共団体

- ・標準財政規模500億円以上：標準財政規模×1／40
- ・標準財政規模200億円以上500億円未満：
(標準財政規模+1,000億円)／120
- ・標準財政規模50億円以上200億円未満：
(標準財政規模+100億円)／30
- ・標準財政規模50億円未満：標準財政規模／10

なお、公営企業については、公営企業の経営状況が一定以上悪化すると起債に当たって許可が必要となる（許可公営企業）（地方財政法第5条の4第3項）。

（3）協議制度の実務の流れ

前述のとおり、地方公共団体は、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない（同法第5条の3第1項）。この協議の相手先は、都道府県と政令市の場合は総務大臣、一般市町村の場合は都道府県知事である

(同法施行令第2条第1項)。また、一般市町村から協議を受けた都道府県知事は、同意をしようとする際は、あらかじめ同意に係る地方債の限度額と資金を、総務大臣に協議し、同意を得なければならないとされている(同条第3項)。

協議された内容について、総務省や都道府県は、「同意等基準」や「同意等基準運用要綱」等に照らして、同意等の可否を判断する。協議に対して総務大臣又は都道府県知事が同意したものについては、公的資金を借り入れることができる。ただし、公的資金の総額は、「地方債計画」において決められており、限りがあるため、総務省が配分を行行う(いわゆる「資金調整」)。

このため、実務においては、前述の総務大臣又は都道府県知事への協議に先立って、総務省へ関係書類の提出がなされ、それを元に総務省と都道府県の間で資金調整が行われ、その後に正式な協議がなされる、という流れになっている。

なお、許可手続については、協議の手続きを準用して行われている。

(資料：60p「地方公共団体と総務省の間における起債協議等手続の流れ」)

(4) 地方債の届出制度

平成24年度からは、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方債協議制度を一部見直し、地方債届出制度が導入された。

これにより、次の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として、協議を不要とし、総務大臣又は都道府県知事への届出で足りるものとされた。

なお、この届出制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点や、地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、平成28年度に見直しが行われ、特別転貸債と国の予算等貸付金債について、新たに届出の対象となったほか、協議不要となる基準の緩和等が行われている。(資料：61p「地方債制度の見直し(平成28年4月～)」、61p「地方債制度における協議不要基準の見直し(平成28年4月～)」)

現在の協議不要基準をまとめると、次のとおりである。

- ア 実質公債費比率が18%未満であること
 - イ 実質赤字額が0であること
 - ウ 連結実質赤字比率が0であること
 - エ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては400%未満、一般市区町村にあっては350%未満であること
- ※ ただし、協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

(資料：62p「各種財政健全化指標」)

届出の相手は、都道府県と政令市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事である(地

財法第5条の3第6項、同法施行令第17条第1項)。また、都道府県知事は、この届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣に報告しなければならないとされている。

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものは、その元利償還金が地方財政計画に算入されるとともに、その予定額が地方債計画に計上される。

(5) 地方債の発行に対する国の関与の意義

地方債の発行に対して、前述の協議等、国の関与が行われているのは次の理由による。

① 地方債償還財源の保障

個々の地方公共団体が任意に地方債を発行する場合には地方財政計画を通じた財源保障を行うことはできなくなるため、地方債の発行に当たって予めその償還財源を財源保障制度に組み込むことができる仕組みを設けておく必要がある。

② 財政の健全性の確保

地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならないが、国の関与を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するとともに地方財政全体の適正限度との調整を行う必要がある。

③ 資金需要の調整と資金の適正配分

地方公共団体全体の資金需要は膨大であるため、国全体の資金計画の中に織り込むことで、公的資金及び民間等資金の需給調整を図るとともに、地方公共団体の資金調達力には格差があることから、協議等を通じて公的資金及び民間等資金の適正な配分を行うことが必要である。

④ 一般財源措置との調整

地方債は、地方税、地方交付税等の一般財源を補完するものであるが、公共事業の地方負担に対する財源措置をはじめとして、地方財政措置は地方交付税等の一般財源と地方債を組み合わせて講じられており、財政措置全体の整合性と適正な財源配分を確保する必要がある。

⑤ 地方債の信用力の補完

国の関与を通じた償還財源の保障によって、金融機関は地方公共団体の返済能力を個別に審査する必要がなくなり、円滑に地方債の発行を行うことが可能となる。これにより、地方債の信用力が高められ、地方債の保証に準じた機能を果たしている。

(6) 地方債の信用維持の仕組みと取組み

地方債を発行・管理していくためには、国等との協議等を経た後、市場において資金調達(借入れ)を行うこととなるが、地方債による資金調達の要点は、地方債の信用維持(地方債が確実に償還されること)にある。

このため、国はマクロ分野において、地方債が確実に償還される仕組みを整えている。一方、地方公共団体はミクロ分野において健全な財政運営を行うことが求められる（財政の健全性が損なわれた場合のために健全化法が用意されている。）。

地方債の信用維持のための国の制度的対応として、次のような仕組みがある。

- ① 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- ② 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- ③ 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生の仕組み

（資料：62p「地方債のリスク・ウエイト」、63p「地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障」、63p「地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障」、64p「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要」）

地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制から協議制に移行

平成10年5月
平成12年4月

「地方分権推進計画」の閣議決定
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)		18%
協議	早期是正措置としての地財法許可	
	公債費負担適正化計画	

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率)		18%	25%	35%
協議	早期是正措置としての地財法許可			
	公債費負担適正化計画		財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)
	健全化法許可			



平成24年4月 届出制の導入

平成24年2月
平成28年4月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、**届出制を導入**

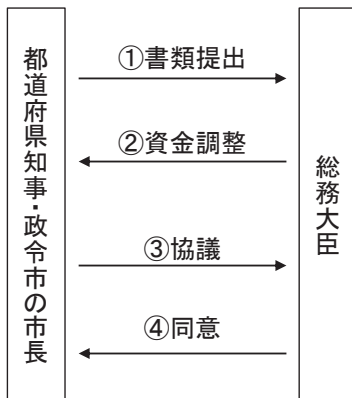
地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、**地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化**(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率)		18%	25%	35%
届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可			
	公債費負担適正化計画		財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)
	健全化法許可			

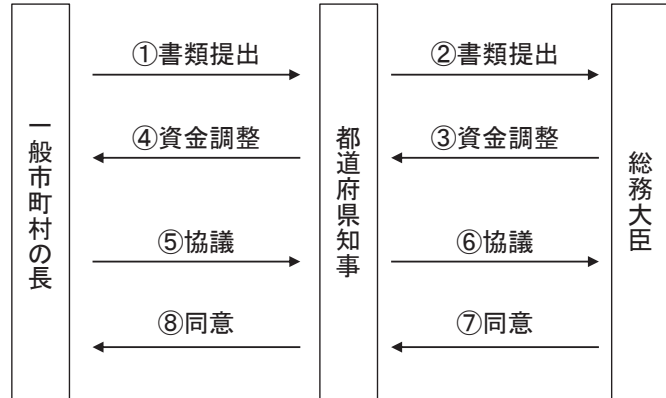
※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

地方公共団体と総務省の間における起債協議等手続の流れ

【都道府県・政令市の場合】



【一般市町村の場合】



※: 許可の場合も同様。

地方債制度の見直し（平成28年4月～）

見直しの背景

- 届出制の施行（平成24年4月）後3年を経過した場合において、届出制の施行の状況を勘案し、地方公共団体の自主性・自律性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、地方財政法を改正し、地方債制度の見直しを行った。

＜第2次分権一括法 附則＞

第123条（前略）施行後3年を経過した場合において、（中略）施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

見直しの内容

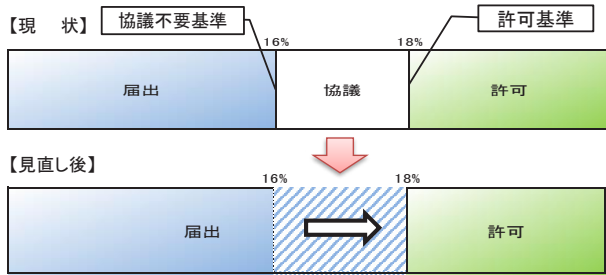
- 地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化。

※ 許可基準については、地方債に対する信用を維持するため、変更せず。

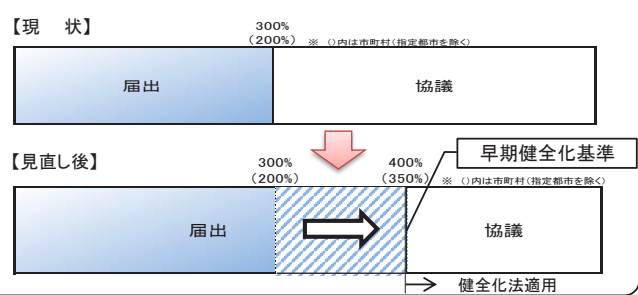
- 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。

※ ただし、その他の地方債について公的資金を充当する場合には、地方公共団体の資金調達能力を踏まえた適切な資金確保を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。

〔実質公債費比率〕



〔将来負担比率〕



地方債制度における協議不要基準の見直し（平成28年4月～）

各指標	見直し前	見直し後	見直しの考え方
実質公債費比率	16%未満	18%未満	現在の協議対象を全て届出対象化。
将来負担比率	300%以下 (200%以下) 〇内は市町村(指定都市を除く)	400%未満 (350%未満) 〇内は市町村(指定都市を除く)	現在の協議対象を届出対象化。ただし、健全化法の早期健全化団体まで協議不要の対象とすることは、問題なしとは言えないため、早期健全化基準以上は、引き続き協議の対象。
協議不要基準額	当該年度の地方債発行 予定額が、協議不要基準額以下	廃止	届出制度導入後、急激な財政悪化を招くような過度な地方債発行はなされておらず、地方団体の財政状況は実質公債費比率等の指標で十分チェックできること、議会や住民のチェックにより過度な地方債発行がなされる心配は低いこと等により、廃止。
実質赤字額	0	0	
資金不足額	0	0	赤字や資金不足が発生している団体まで協議不要の対象とすることは適当でないため、変更せず。
連結実質赤字比率	0%	0%	

各種財政健全化指標

各指標	考え方	概要
実質公債費比率	一般会計のフロー指標	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率 ※ 地方債の返済額(これに準じる負担額を含む)の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標 $\left[\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \\ \text{(3か年平均)} \end{array} \right]$
将来負担比率	全会計のストック指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※ 地方債等の将来支払っていく可能性がある負担の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標 $\left[\begin{array}{l} \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{array} \right]$
実質赤字比率	一般会計の赤字	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※ 一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\begin{array}{l} \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \end{array} \right]$
資金不足比率	公営企業会計のキャッシュ	公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率 ※ 公営企業会計の資金不足の程度を指標化し、公営企業会計の財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\begin{array}{l} \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \end{array} \right]$
連結実質赤字比率	全会計の赤字	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 ※ 全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \end{array} \right]$

地方債のリスク・ウェイト

1. 現行の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること

2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)抄

(我が国の地方公共団体向けエクスポージャー)

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2. 略

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足額
(令和5年度 2.0兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
- 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳入総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

11

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障

基準財政需要額

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費の一定割合** 等

基準財政収入額

普通交付税
(財源不足額)

地方税収の75%等

留保財源
(地方税収の25%)

基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

早期健全化基準未満の 地方公共団体

○ 指標の整備と情報開示の徹底

- ・**フロー指標**
実質赤字比率
 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模
 に対する比率
連結実質赤字比率
 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額
 及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率
 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還
 金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
・ストック指標
将来負担比率
 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係る
 ものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な
 負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率
 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対
 する比率

経営健全化基準未満の 公営企業

財政の早期健全化 (財政健全化団体)

○ 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、
 総務大臣又は知事が必要な勧告
- ・経営健全化計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・経営健全化が著しく困難と認められるときは、
 総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化 (経営健全化団体)

財政の再生 (財政再生団体)

○ 国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意
 を求めることができる
 【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起
 債を制限
 【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還
 年限が計画期間内である地方債(再
 生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる
 場合等には、予算の変更等を勧告

(健全財政)

(財政悪化)

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	道府県: 3.75% 市区町村: 11.25%~15%	道府県: 5% 市区町村: 20%
連結実質赤字比率	道府県: 8.75% 市区町村: 16.25%~20%	道府県: 15% 市区町村: 30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市: 400% 市区町村: 350%	
資金不足比率 (公営企業ごと)	20% 経営健全化基準	

※ 実質赤字比率及び連結実質
 赤字比率については、東京都
 の基準は、別途設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

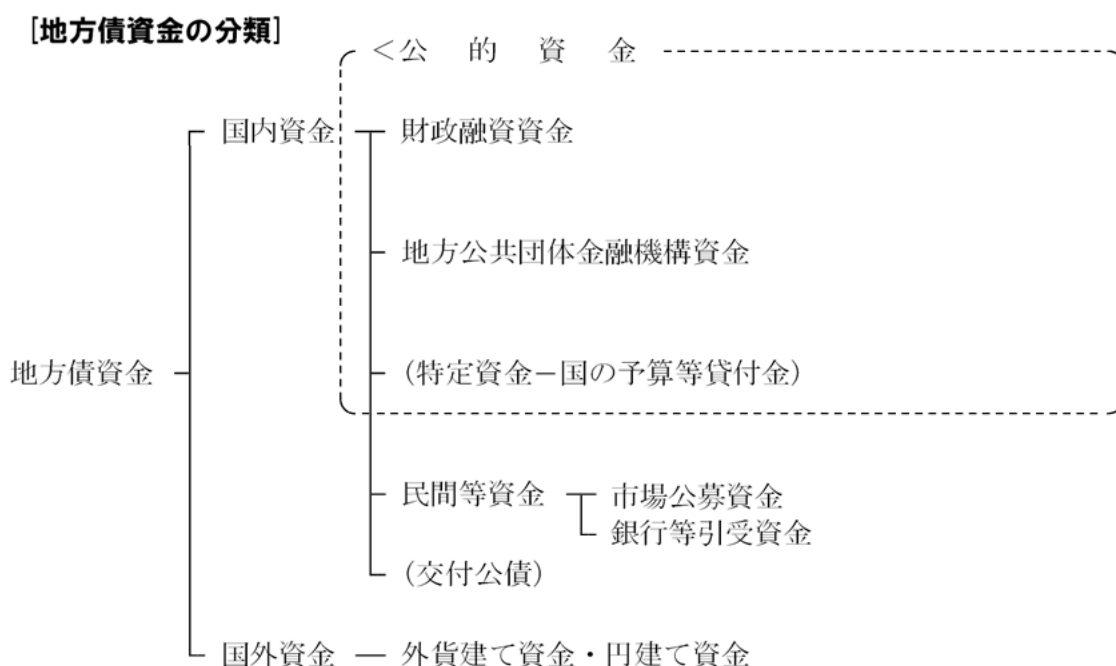
5 地方債の資金と形態

(1) 地方債の資金

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、まず、国内資金と国外資金に分類される。国内資金は、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金などに分けられる。

財政融資資金は、国が特定の政策目的の実現を図るために行う投融資活動の計画である財政投融資計画において、「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上されている資金である。

民間等資金は、引受先によって、市場公募資金、銀行等引受資金に分けられる。



① 財政融資資金

国が財政投融資特別会計において国債（財投債）を発行し、市場から調達した資金を原資として地方公共団体に貸付を行うものである。財政融資資金は、財務大臣が管理及び運用し、財政融資資金の長期運用予定額（5年以上の運用）は、予算をもって国会の議決を経なければならないこととされている。

また、財政融資資金の貸付条件は、個別団体との相対交渉ではなく、国会の議決を受けた貸付枠の中で、市場原理に即して政府が定める統一的な貸付条件によるものとされている。

※ 財政投融資制度改革と郵政民営化に伴う財政融資資金の変遷

平成13年4月以降の財政投融資制度改革が実施され、

ア 資金運用部の廃止と財政融資資金の設置

イ 郵便貯金及び年金積立金の預託義務の廃止と金融市場を通じた自主運用化

ウ 簡易生命保険積立金の特殊法人等に対する融資の廃止
等が図られた。ただし、地方公共団体の資金確保のため、自主運用化後の郵便貯金資金、簡易生命保険積立金は、地方債計画・財政投融资計画の枠内で、地方公共団体に対しては例外的に直接融資を行うこととされた。この結果、地方債資金としては、政府資金として、「財政融資資金」、「郵貯資金」及び「簡保資金」の3資金から構成されることとなった。その後、郵政民営化を踏まえ、地方債資金としての「郵貯資金」及び「簡保資金」は平成19年度から廃止された。

なお、郵貯資金及び簡保資金の既往の貸付に係る債権については、日本郵政公社資産の承継法人として設立された独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が保有するものである。

② 地方公共団体金融機構資金

平成20年10月1日に廃止された公営企業金融公庫は、債券の発行によって起債市場から調達した資金を原資として、地方公共団体に対して融資を行う機関として、昭和32年度に公営企業金融公庫法に基づいて設立された金融機関であり、地方公共団体の「共同発行機関」としての性格を有してきた。

平成19年5月に成立した「地方公営企業等金融機構法」に基づき、平成20年8月1日に地方公営企業等金融機構が創設、同年10月1日に公営企業金融公庫が廃止され、その機能を継承して業務を開始した。これに伴い、公営企業金融公庫資金は廃止され、地方公営企業等金融機構資金が創設された。

その後、平成20年10月30日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議 合同会議」において決定された「生活対策」に地方公共団体支援策の一つとして「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれたことについて、地方公営企業等金融機構を地方公共団体金融機構に改組することによりその実現を図ることとされたことに伴い、地方公共団体金融機構資金が創設されることとなった。

③ 特定資金（国の予算等貸付金）

国の一般会計又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金は、それぞれの根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債資金として分類している。

④ 民間等資金

(i) 市場公募資金

市場公募地方債は、市場において公募される地方債である。現在、全国型市場公募地方債の発行を予定している地方公共団体は61団体である。平成15年度からは、全国型の共同発行市場公募地方債の発行が行われており、令和4年

度においては、37 団体の参加を予定している。

また、平成 14 年からは、全国型市場公募地方債発行団体以外の団体も含め、地域住民等を購入対象者とする「住民参加型市場公募地方債」が発行されている。

(ii) 銀行等引受資金

地方公共団体が、金融機関や各種共済組合等から借り入れる資金である。なお、平成 20 年度から、共済等引受資金の区分は廃止され、銀行等引受資金に統合されることとなった。

(iii) その他の資金

ア 交付公債

交付公債は、例えば土地の売買代金に係る現金の交付に代えて後年度におけるその支払を約して交付される証券である。通常の地方債と異なり、支払手段である資金（現金）を調達するために起こされるものではなく、発行する地方債自体が支払手段となるものである。

イ 国外資金

<外貨建て資金>

外貨で支払われる地方債を外貨地方債という。外貨地方債証券は、「国際復興開発銀行等からの外資の受け入れに関する特別措置に関する法律」に基づき、予算の範囲内で政府保証を付することができるものとされ、政令でその対象事業及び発行団体が定められている。従来、政府保証付外債の発行予定額は、地方債計画上参考として記載されてきたが、平成 13 年度の財政投融资計画への計上に合わせて、平成 13 年度地方債計画から枠内計上することとされた。なお、平成 13 年度以降は政府保証付外債を発行した地方公共団体はないが、平成 16 年度以降は政府保証がない外債が発行されてきている。

<円建て資金>

地方債については、投資家層の多様化を図るため、I R 等の取組を推進しているところであるが、平成 20 年 1 月に海外投資家に対する地方債利子の非課税制度が導入され、地方債全般に対する海外投資家の関心が拡大してきた。このような中であって、海外投資家や市場公募団体から、外国を発行地とする円建て地方債（いわゆるユーロ円債）の発行を可能とするよう強い要望が寄せられてきたことから、平成 20 年 9 月に地方財政法施行令を改正し、発行を可能とした。

（２）地方債の形態

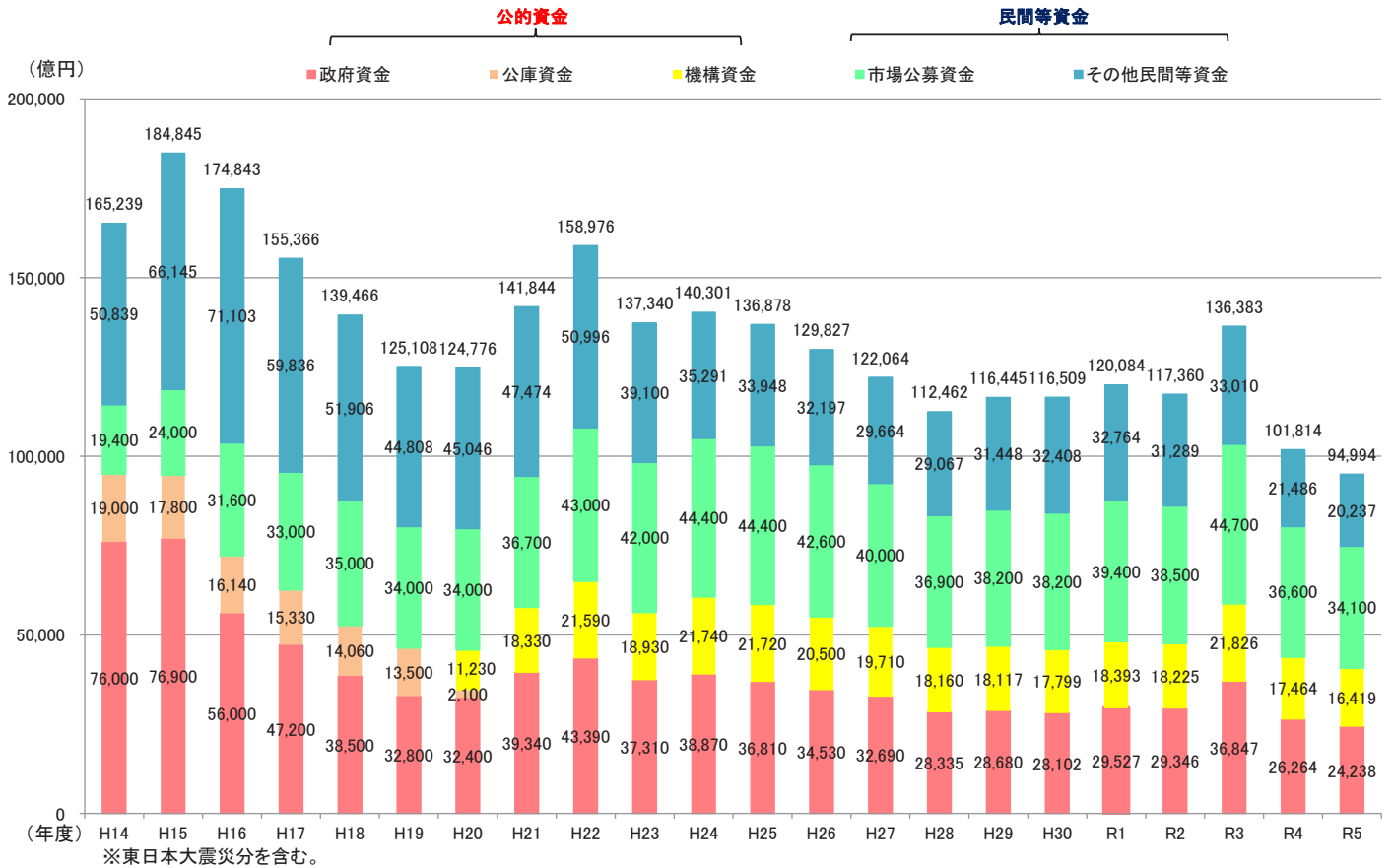
地方債をその発行形態により分類すると、証書借入によるものと証券発行によるものとに分けられる。

証書借入の方法とは、地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金の貸付けを受ける方法であり、財政融資資金と地方公共団体金融機構資金は全てこの方法によっている。また、銀行等引受資金においても、特に一般市町村においては、この方法のものが大半である。

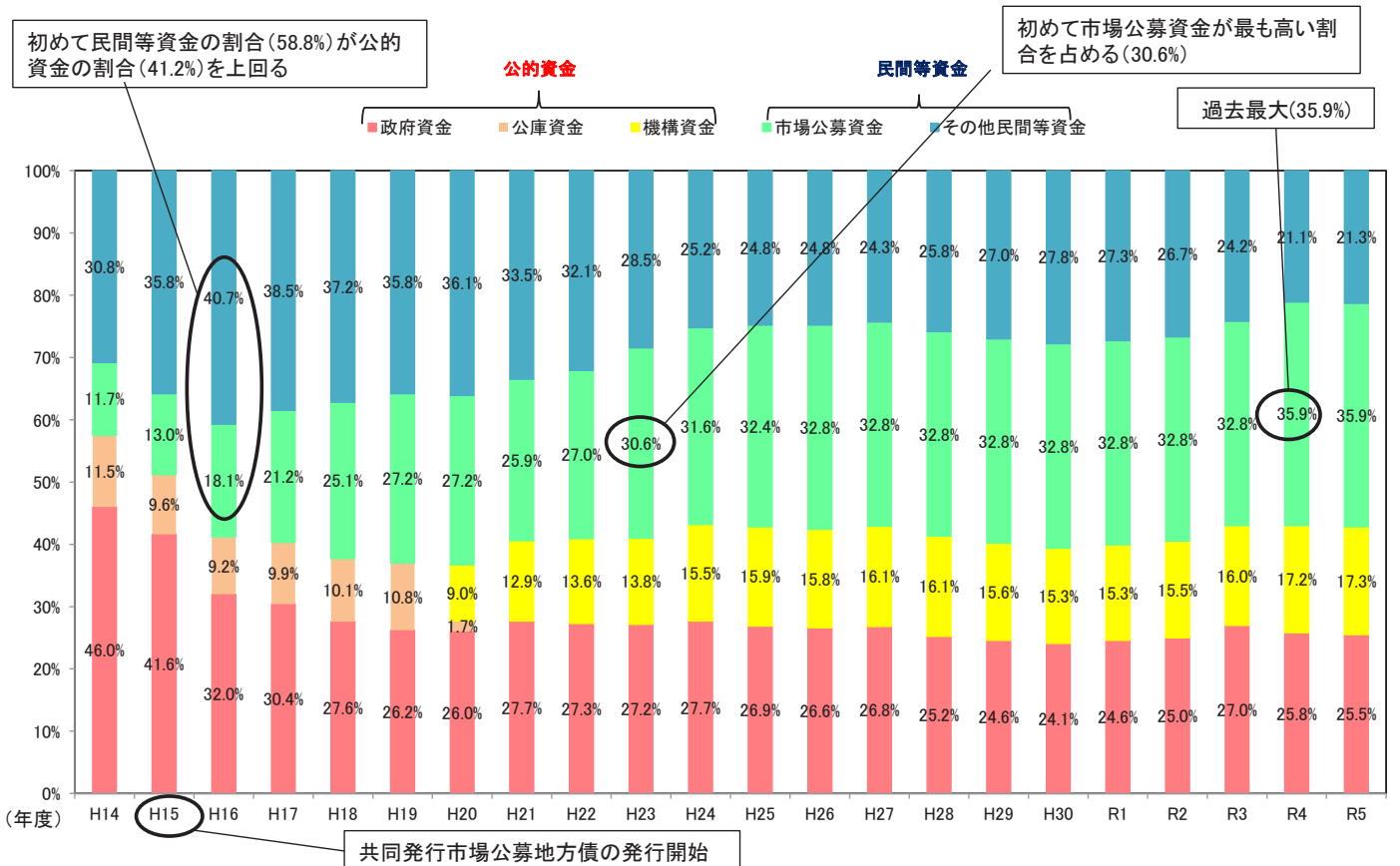
証券発行の方法とは、地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関が引き受けたり、市場において公募したりすることによって資金を調達する方法であり、地方債証券は当初に引き受けた金融機関や購入した投資家から他の金融機関や投資家に売却され、市場で流通することも多い。

（資料：69p「地方債計画額（当初）の推移（資金別）」、69p「地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移」、70p「都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（令和3年度、資金区分別）」、70p「地方債資金の償還」、71p「一般的な満期一括償還方式による償還イメージ」、71p「財投改革のイメージ」、72p「地方公共団体金融機構の設立」、72p「地方公共団体金融機構の基本的な仕組み」、73p「令和5年度市場公募地方債について」、73p「全国型市場公募地方債発行団体の推移」、74p「共同発行市場公募地方債（共同発行債）」、74p「共同発行債の月別発行額」、75p「地方公共団体における多様な資金調達について（SDGs債（ESG債）」、75p「令和5年度共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）について」）

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



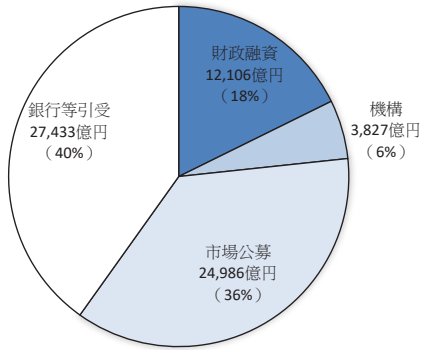
地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



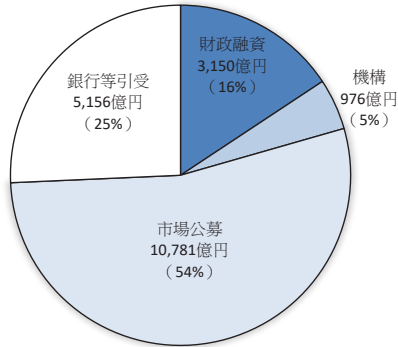
都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（令和3年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、**市場公募等の民間等資金**が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあっては、**財政融資等の公的資金**が占める割合が高くなっている。

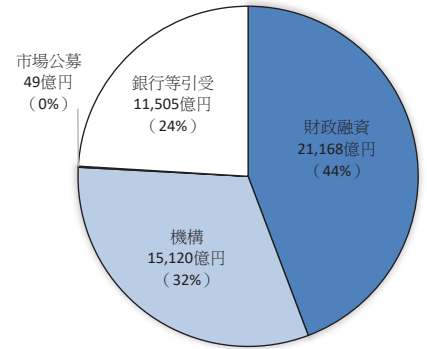
都道府県
(6兆8,352億円)



指定都市
(2兆63億円)



市町村・特別区
(4兆7,842億円)

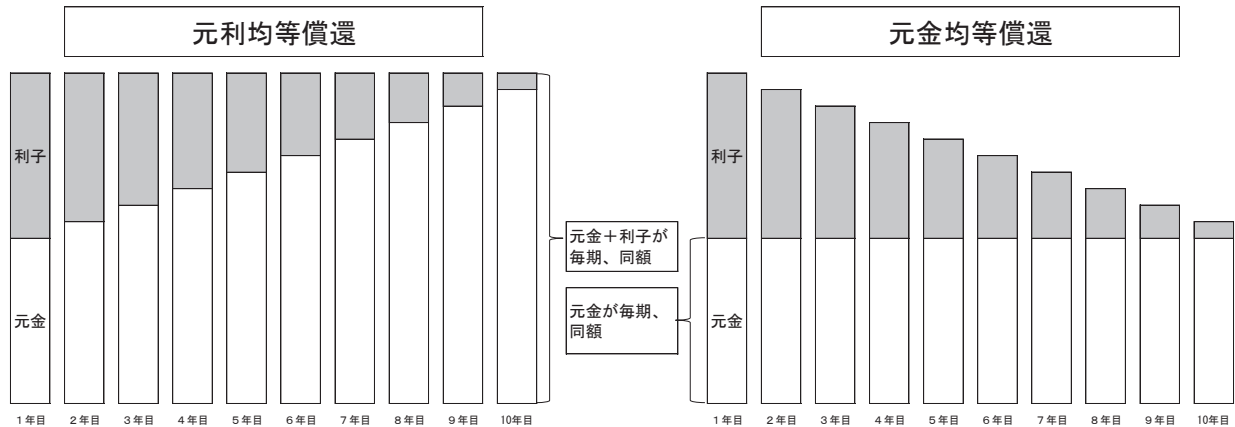


合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
136,257	36,424	19,923	35,816	44,094

出所：地方債協会
※民間等資金は、借換債を除く。

地方債資金の償還

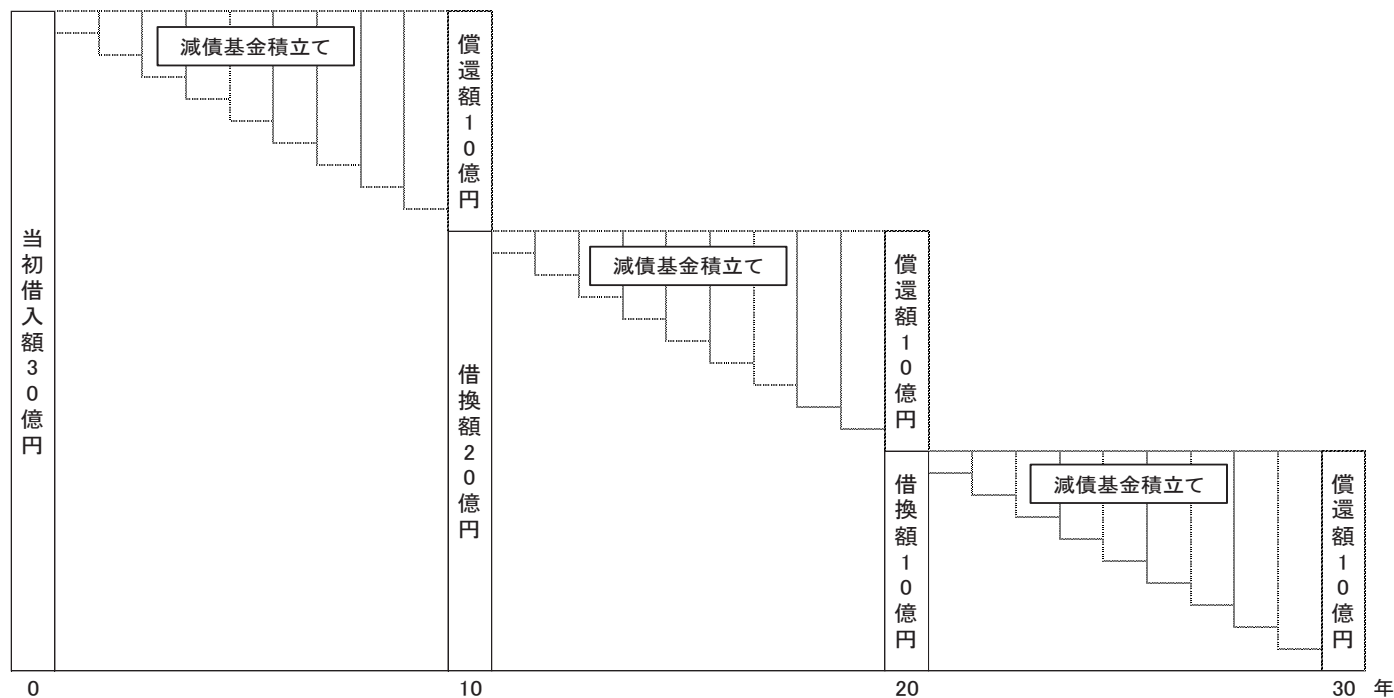
① 元利均等償還・元金均等償還



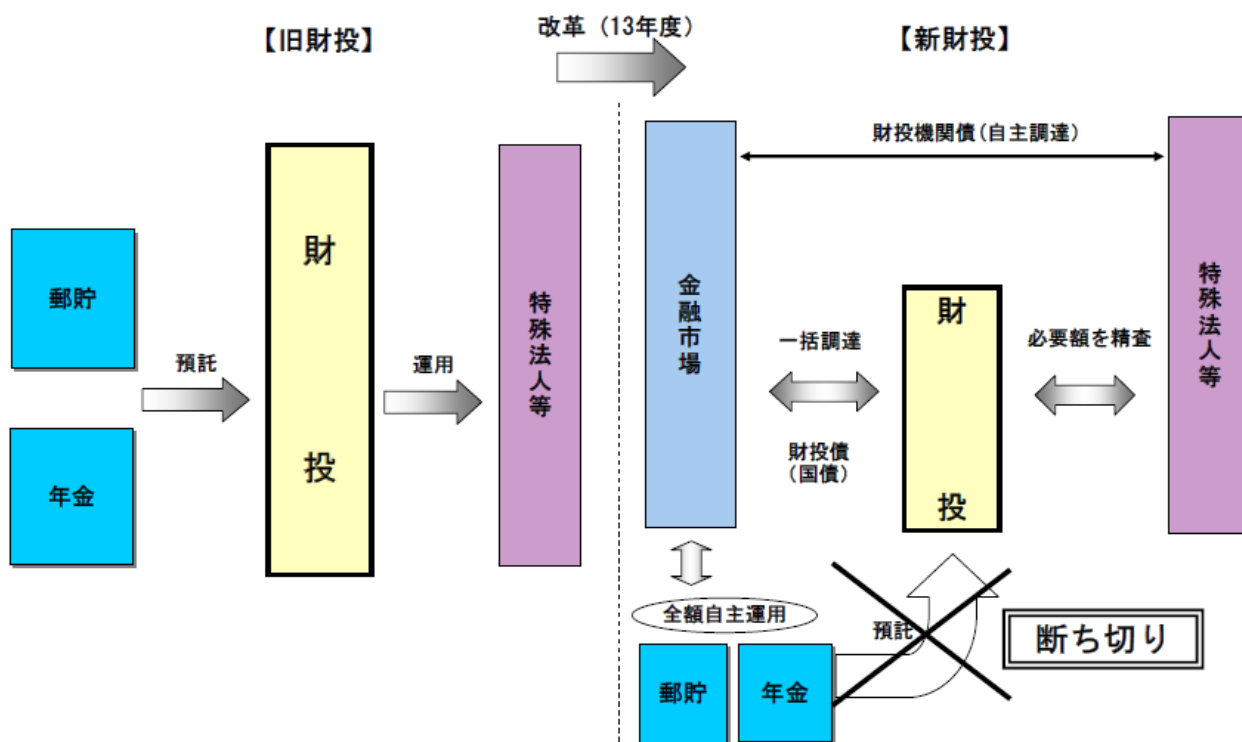
② その他の条件

- ◆ **半年賦**（半年ごとに半年分の利子と元金を償還）と**年賦**（1年ごとに元利償還金を償還）
一般的には半年賦を採用する事例が多い。
- ◆ **償還期限**
耐用年数の期間内に償還しなければならない（地方財政法第5条の2）が、民間等資金は10年以内が原則。償還期限30年の地方債を借りる場合、10年間で償還しきれない分は借換えを行うことで償還を継続する。
- ◆ **据置期間**
公共施設等の整備に当たっては、一定の据置期間を設けることが一般的。供用開始前に元金償還が始まることを避けるねらい。

■ 30億円・30年の同意債について、10年満期一括償還方式・2回借換えにより調達する場合



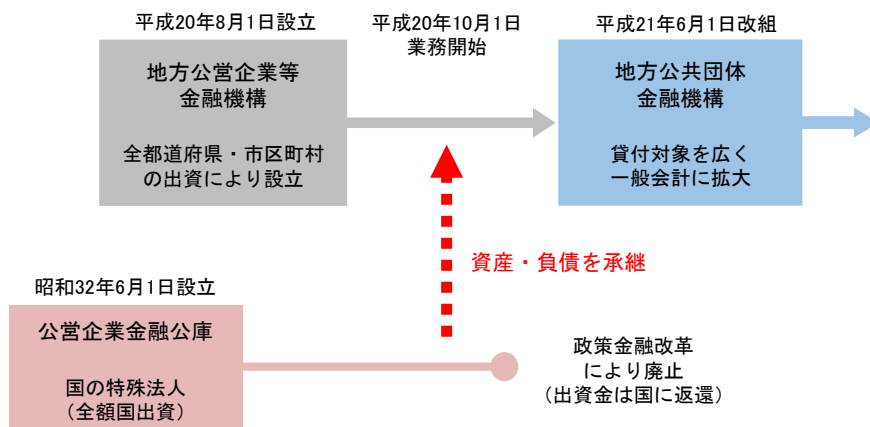
財投改革のイメージ



(注) 1. 簡略化のため、政府保証、産投会計投資は省略している。
2. 簡保については、財投改革前より預託義務はなかった。

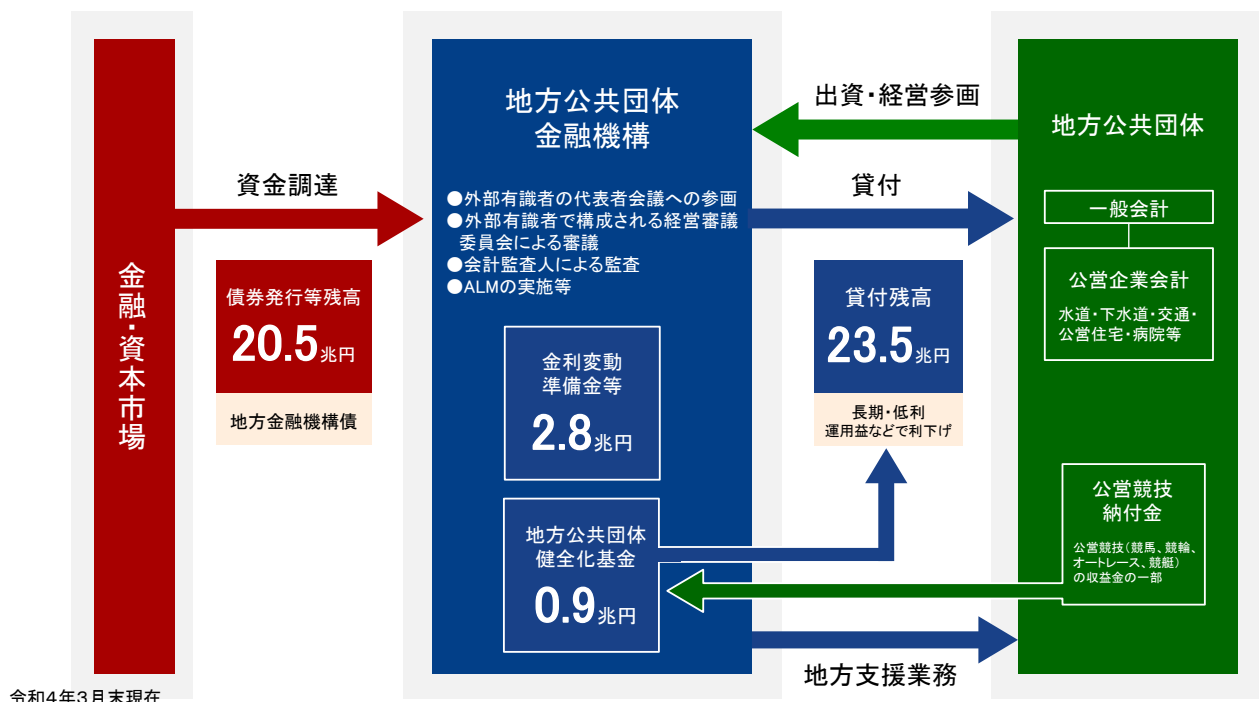
地方公共団体金融機構の設立

- 平成20年8月、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき、全地方公共団体が出資する共同資金調達機関として発足した、地方共同法人。
- 資本市場から資金を調達し、地方公共団体に対し長期・低利の資金を融資するとともに、地方公共団体の資金調達を支援。
- 平成21年6月に、原則として公営企業とされていた貸付対象を一般会計に拡大。



地方公共団体金融機構の基本的な仕組み

- 資本市場における確固たる信認**
→ スケールメリットを活かした効率的な資金調達を安定的に実現
- 責任あるガバナンスの確保**
→ 地方三団体選任委員による代表者会議
- 地方の資金需要への積極的な対応**
→ 長期・低利資金の安定的な供給



令和4年3月末現在

令和5年度市場公募地方債について

【令和5年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計	6.3兆円程度（④ 6.6兆円程度）
— 全国型市場公募地方債	6.3兆円程度（④ 6.6兆円程度）
— 10年債	3.2兆円程度（④ 3.4兆円程度）
— 共同発行分	1.2兆円程度（④ 1.2兆円程度）
— 個別発行分	2.0兆円程度（④ 2.2兆円程度）
— 中期債（5年債等）	1.0兆円程度（④ 1.2兆円程度）
— 超長期債（20年債、30年債等）	0.7兆円程度（④ 1.1兆円程度）
— フレックス分	1.4兆円程度（④ 0.9兆円程度）
— 住民参加型市場公募地方債	170億円程度（④ 150億円程度）

- （注1）上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。
- （注2）上記の発行予定額は変更される可能性がある。
- （注3）共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。
- （注4）フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

（単位：兆円）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
市場公募地方債計画額	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4
地方債計画総額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数(累計)
昭和27年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和48年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和50年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和57年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成6年度		千葉市	28
平成15年度		さいたま市	29
平成16年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成17年度	鹿児島県	静岡市	35
平成18年度	島根県、大分県	堺市	38
平成19年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成20年度	栃木県、徳島県		44
平成21年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成22年度	三重県	相模原市	49
平成23年度	滋賀県、長崎県		51
平成24年度		熊本市	52
平成25年度	高知県、佐賀県		54
平成27年度	秋田県		55
令和元年度	宮崎県		56
令和2年度	和歌山県、鳥取県		58
令和3年度	富山県		59
令和4年度	岩手県		60
令和5年度(予定)	石川県		61

共同発行市場公募地方債（共同発行債）

1. 共同発行債の概要

- 共同発行団体が連帯債務による強固な信用力に基づいて発行する地方債の代表銘柄。
- 平成15年4月から開始し、令和5年4月現在、37道府県・政令市が参加。

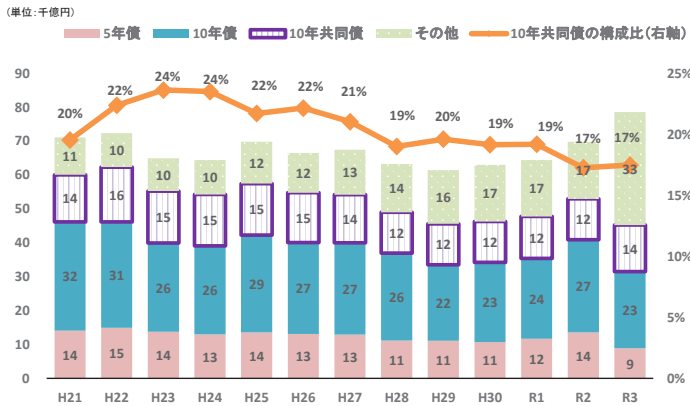
2. ベンチマーク債としての役割

- 10年債を大きなロット（毎月1,000億円（年間1.2兆円）程度）で発行することにより、地方債の中で、最大の発行規模（残高約13兆円程度（令和4年3月末時点））を有する。投資家にとって事務効率が良い点が特徴。

3. 投資家

- 起債ロットの大きさを好感し、都銀・地銀等の幅広い投資家が購入（令和5年3月の利率：0.750%）
- 国内投資家だけでなく、海外投資家も保有（地方債の海外投資家保有残高は令和4年3月末：1.7%）

市場公募債発行額



※ 共同債参加団体（令和5年4月時点）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行債の月別発行額

	(億円)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H15年度	700	720	710	720	700	700	700	700	710	700	710	700	8,470
H16年度	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430
H17年度	1,080	1,080	1,090	1,100	1,100	1,090	1,090	1,100	1,080	1,090	1,090	1,090	13,080
H18年度	1,110	1,110	1,090	1,110	1,100	1,110	1,110	1,090	1,090	1,100	1,110	1,110	13,240
H19年度	1,000	1,000	1,000	1,040	1,020	1,000	1,000	1,050	1,000	1,000	1,030	1,000	12,140
H20年度	1,050	1,000	1,000	1,000	1,050	1,050	1,000	1,050	1,000	1,050	1,050	1,000	12,300
H21年度	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
H22年度	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	16,200
H23年度	1,360	1,250	1,250	1,250	1,200	1,250	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,360
H24年度	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,150
H25年度	1,300	1,300	1,250	1,250	1,260	1,250	1,250	1,250	1,250	1,260	1,250	1,300	15,170
H26年度	1,300	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,170	1,170	1,170	1,240	1,240	1,250	14,740
H27年度	1,300	1,310	1,170	1,190	1,170	1,180	1,110	1,100	1,110	1,190	1,200	1,180	14,210
H28年度	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040
H29年度	1,090	1,120	1,020	1,020	1,010	1,030	860	870	860	1,020	1,080	1,080	12,060
H30年度	1,130	1,140	1,000	1,000	1,040	1,060	820	800	820	1,100	1,090	1,070	12,070
R元年度	1,150	1,160	1,150	1,050	1,000	1,030	800	810	820	1,130	1,160	1,110	12,370
R2年度	1,230	1,100	1,010	850	890	920	890	880	880	1,150	1,120	1,140	12,060
R3年度	1,290	990	1,250	1,260	1,090	1,110	1,020	1,060	1,010	1,210	1,230	1,230	13,750
R4年度	1,180	1,030	1,140	970	1,000	1,010	890	860	870	1,030	1,000	1,020	12,000
R5年度(予定)	1,280	1,120	1,010	780	950	970	770	715	760	810	965	700	10,830

地方公共団体における多様な資金調達について（SDGs債（ESG債））

- 近年発行されているSDGs債(ESG債)とは、一般に、①環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則(ICMA原則等)に沿った認証を取得した債券であり、②対象事業全体がSDGsに資すると考えられ、改善効果に関する情報開示が適切になされている債券のこと。

○ 主なSDGs債(ESG債)

	グリーンボンド	ソーシャルボンド	サステナビリティボンド	トランジションボンド	サステナビリティリンクボンド
概要	環境問題の解決に資するグリーンプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	社会課題の解決に資するソーシャルプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	グリーン及びソーシャル双方のプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	脱炭素社会への「移行」に関連する事業に要する資金の調達を目的とする債券	発行体の定めるサステナビリティ目標の達成度合いに応じて条件が変動する債券
資金使用の例	個別事業に紐付ける形で資金用途を特定				サステナビリティ目標の達成に資する事業の実施 (個別事業への紐付けは発行時点では不要)
自治体の充当事業例	再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、汚染防止及び抑制	手頃な価格のインフラ、必要不可欠なサービス等を対象者層に提供する事業（コロナ対策事業も該当）	グリーン又はソーシャルの性格を持つ事業	エネルギー、輸送、製造	個別事業の紐付けなし
国の支援	・環境省「グリーンボンドガイドライン2022年版」 ・環境省による発行支援補助金	・金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を策定（R3.10）	—	・金融庁、経産省、環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（R3.5）	・環境省「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」 ・環境省による発行支援補助金

令和5年度共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）について

- 我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のSDGs債(ESG債)への需要の高まりを踏まえ、地方団体の安定的な資金調達のため、令和5年度から初めて共同発行形式でグリーンボンド(グリーン共同債)を発行する。

※共同発行方式とは、複数の地方団体が共同して地方債を発行する方式。発行した地方債の元利金償還については、参加団体が連帯して債務を負う。

【グリーンボンドの共同発行のメリット】

- ・ 複数の地方団体が対象事業を持ち寄ることにより、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能。
- ・ フレームワーク作成等に係る事務負担や外部評価取得等に係る費用負担が軽減できる。

【発行概要】(令和5年6月現在)

- 参加希望団体数 42団体
- 発行予定額 1,000億円程度
- 発行時期・年限 令和5年度後半に2回に分けて、10年債を発行予定
- 参加希望団体内訳

	市場公募団体(全60団体)		非公募団体(全7団体)
	参加	非参加	
通常の共同債	37団体	23団体	/
グリーン共同債	42団体 (うち通常債参加 32 通常債非参加 10)	18団体	

6 地方債計画

(1) 地方債計画の意義

地方債計画は、地方財政法第5条の3第10項の規定に基づき、毎年度国（総務省）が策定する地方債発行に関する年間計画である。地方債計画は、国の予算編成と併行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしている。

① 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意をする地方債等の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意等は、通常この計画に基づいて運用される。

② 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、同意する地方債等の資金供給先別の内訳を示すものである。

③ 地方公共団体の財政運営の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別地方債の同意等に係る量的な見通しを示している。

(2) 地方債計画と関係する他の計画

① 財政投融资計画

財政投融资計画は、財政政策の一環として国が行う長期の投融资活動である財政投融资の全体像を示すために、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出する計画である。

地方公共団体は財政投融资の対象機関の一つであり、地方債計画の財政融資資金の額が、財政投融资計画の「地方公共団体」分として計上される。なお、地方債計画のその他の資金は、参考として「自己資金等」に記載され、「再計」において地方債計画総額と一致することとなる。

また、地方公共団体金融機関が発行する債券に係る政府保証の額が、財政投融资計画における「地方公共団体金融機関」分として計上される。

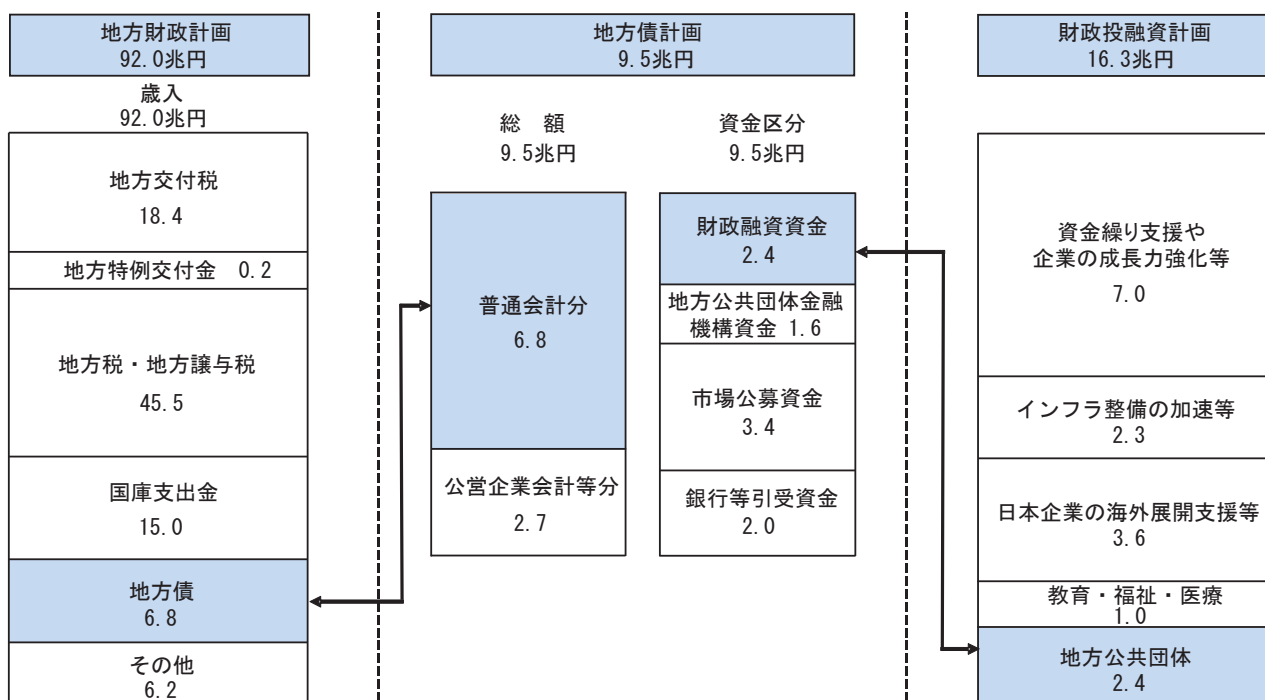
② 地方財政計画

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するとともに一般に公表するものであり、地方公共団体の普通会計における歳入歳出総額の見込額である。地方財政計画における歳入の地方債には、地方債計画における普通会計分の地方債の額が計上される。

(資料：78p「令和5年度地方債計画の概要」、78p「令和5年度地方債計画のポイント」、79～80p「令和5年度地方債計画①～③」、80～81p「地域の脱炭素化の推進」、81～83p「防災・減災関連の地方債」)

令和5年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第5条の3第10項）。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

令和5年度地方債計画のポイント

1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額9兆4,981億円（前年度比6,818億円、6.7%減）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額13億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、9兆4,994億円（前年度比6,820億円、6.7%減）
 うち普通会計分 : 6兆8,172億円（前年度比7,914億円、10.4%減）
 公営企業会計等分 : 2兆6,822億円（前年度比1,094億円、4.3%増）

2 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債9,946億円（前年度比7,859億円、44.1%減）を計上。

3 脱炭素化推進事業の創設

地方公共団体が、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、脱炭素化推進事業を創設することとし、900億円を計上。

4 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充することとし、5,000億円（前年度同額）を計上。

5 緊急自然災害防止対策事業の推進

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円（前年度同額）を計上。

6 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円（前年度同額）を計上。

7 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業として、4,320億円（前年度比900億円、17.2%減）を計上。

8 過疎対策事業及び辺地対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策及び辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、それぞれ5,400億円（前年度比200億円、3.8%増）、540億円（同10億円、1.9%増）を計上。

令和5年度地方債計画①（通常収支分）

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,089	1,090	△ 1	△ 0.1
3 災 害 復 旧 事 業	1,126	1,127	△ 1	△ 0.1
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	367	0	0.0
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	981	807	174	21.6
(4) 一 般 補 助 施 設 等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	537	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	27,387	28,013	△ 626	△ 2.2
(1) 一 般 事 業	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	-	900	皆増
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺 地 対 策	540	530	10	1.9
(2) 過 疎 対 策	5,400	5,200	200	3.8
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
9 調 査 等 事 業	100	100	0	0.0
計	56,684	56,717	△ 33	△ 0.1
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	6,035	5,566	469	8.4
2 工 業 用 水 道 事 業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交 通 事 業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	288	45	15.6
5 港 湾 整 備 事 業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	4,193	405	9.7
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地 域 開 発 事 業	919	840	79	9.4
9 下 水 道 事 業	12,649	12,181	468	3.8
10 観 光 そ の 他 事 業	95	78	17	21.8
計	27,551	26,477	1,074	4.1
合 計	84,235	83,194	1,041	1.3

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
計	(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
内 訳				
普 通 会 計 分	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4
公 営 企 業 会 計 等 分	26,818	25,722	1,096	4.3
資 金 区 分				
公 的 資 金	40,644	43,713	△ 3,069	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	24,228	26,252	△ 2,024	△ 7.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,416	17,461	△ 1,045	△ 6.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8
その他同意等の見込まれる項目 1 防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債 4 財政再生団体が発行する再生振替特別債 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債				

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和5年度地方債計画②（東日本大震災分）

復旧・復興事業

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 般 会 計 債				
公 営 住 宅 建 設 事 業	8	8	0	0.0
災 害 復 旧 事 業	1	1	0	0.0
一 般 単 独 事 業	1	1	0	0.0
公 営 企 業 債				
水 道 事 業	3	5	△ 2	△ 40.0
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
計	(1)	(1)	(0)	(0.0)
内 訳				
普 通 会 計 分	9	9	0	0.0
公 営 企 業 会 計 等 分	4	6	△ 2	△ 33.3
資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	10	12	△ 2	△ 16.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	3	3	0	0.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和5年度地方債計画③（通常収支分と東日本大震災分の合計）

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公 共 事 業 等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,097	1,098	△ 1	△ 0.1
3 災 害 復 旧 事 業	1,127	1,128	△ 1	△ 0.1
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	367	0	0.0
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	981	807	174	21.6
(4) 一 般 補 助 施 設 等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	537	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	27,388	28,014	△ 626	△ 2.2
(1) 一 般 事 業	2,486	2,412	74	3.1
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊 急 防 災 ・ 滅 災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊 急 浚 深 推 進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	-	900	皆増
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺 地 対 策	540	530	10	1.9
(2) 過 疎 対 策	5,400	5,200	200	3.8
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	56,694	56,727	△ 33	△ 0.1
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	6,038	5,571	467	8.4
2 工 業 用 水 道 事 業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交 通 事 業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	288	45	15.6
5 港 湾 整 備 事 業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	4,193	405	9.7
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地 域 開 発 事 業	919	840	79	9.4
9 下 水 道 事 業	12,649	12,181	468	3.8
10 観 光 そ の 他 事 業	95	78	17	21.8
計	27,554	26,482	1,072	4.0
合 計	84,248	83,209	1,039	1.2

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
計	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
内 計	94,994	101,814	△ 6,820	△ 6.7
内 訳				
普通会計分	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4
公営企業会計等分	26,822	25,728	1,094	4.3
資 金 区 分				
公 的 資 金	40,657	43,728	△ 3,071	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	24,238	26,264	△ 2,026	△ 7.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,419	17,464	△ 1,045	△ 6.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目	
1	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策債
2	地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補償債
3	公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
4	財政再生団体が発行する再生債特例債
5	資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
6	東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
7	東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
8	公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)
国の予算等貸付金債の()書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、
省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

対象事業と交付税措置率

< 公適債(脱炭素化事業) >

< 脱炭素化推進事業債 >

類型	対象事業	対象事業 (赤字は拡充部分)	交付税措置率
再 工 ネ (注1)	太陽光発電(公共施設等の改修)	太陽光発電(公共施設等の 新築・改築 ・改修) 太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般 (バイオマス、風力等)	50%
	公共施設等のZEB化(注2)(改修)	公共施設等のZEB化(注2)(新築・改築 ・改修)	
省 工 ネ	公共施設等の省エネ改修	公共施設等の省エネ改修(注3)	財政力に応じて 30~50%
	LEDの導入(公共施設等の改修)	LEDの導入(公共施設等の改修)	
電 動 車		公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%

注1: 公適債においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、新たな事業債においても同様とする。

注2: ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギー管理システム)。

注3: 省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギー管理システム)

防災・減災関連の地方債

○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が**防災・減災、国土強靱化対策**に取り組めるよう、地方財政措置。

補助/ 単 独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和5年度 事業費
国庫補助 事業	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」に基づく防災の ための重要インフラ等の機能維持等 を目的とした 国直轄・補助事業	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 50%	令和3年度 ~ 令和7年度	8,179億円※
地方単 独 事 業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性 が高く、即効性のある 防災・減災対 策のための施設整備等	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ~ 令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害 防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然 災害の防止のために実施する 防災 インフラの整備 (道路防災、治山、砂防、河川等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ~ 令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある 河川 等の浚渫 (堆積土砂の撤去等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和2年度 ~ 令和6年度	1,100億円

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のうち、令和5年度分は令和4年度補正予算で措置

緊急防災・減災事業債について

○ 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、令和5年度については、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）を計上。

1. 対象事業 【地方単独事業(6を除く)】

（下線部分が令和5年度地方財政対策での拡充部分）

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 （※1）については、社会福祉法人・学校法人への補助金債を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団拠点施設等 ○防災資機材等備蓄施設 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段（※1） ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（浸水対策のための施設整備（電源設備等の嵩上げ、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）を含む）（※1） ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所等、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等）（※1） ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）（耐震化が未実施の施設の建替えに伴う当該施設の整備を含む） ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等） ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 ○消防本部に整備される災害対応ドローン（水中ドローンを含む） 	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に保護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新 ○防災行政無線のデジタル化、防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム 	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センター及び消防用車両等（はしご自動車、化学消防車等）の整備
<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※2）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p> <p>（※2）防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業に限る。）、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金</p>	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 <p style="font-size: small;">（原則として一部改築又は増改築を対象とするが、消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があるため全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象）</p>

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度～令和7年度 4. 事業費 5,000億円（令和5年度）

防災・減災のための取組の推進

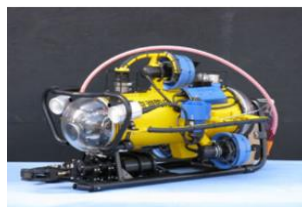
○ 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

＜取組例＞

- ・ 指定福祉避難所となっている社会福祉施設（養護老人ホーム等）における避難者の生活環境改善（要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等）のための取組への補助
- ・ 指定避難所となっている私立学校施設（体育館）における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2. 消防本部への水中ドローンの配備



（参考）緊急防災・減災事業費の概要

＜事業期間＞ 令和3年度～令和7年度 ＜事業費＞ 5,000億円（令和5年度）

＜現行の対象事業＞ 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等

＜地方財政措置＞ 緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源
-------------------	------

緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%）

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 4,000億円（令和5年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）



緊急浚渫推進事業

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、地方団体が、緊急的かつ集中的に、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）に取り組み、危険箇所を解消することが重要
- このため、令和2年度から令和6年度まで、地方団体が単独事業として行う緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を講じている（地方財政法を改正）

1. 対象事業

地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫（地方単独事業）

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
- ※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

1,100億円（令和5年度）

（過去の計画額：令和2年度 900億円、令和3年度 1,100億円、令和4年度 1,100億円）

【事業イメージ（河川の浚渫）】

（浚渫前）



（浚渫後）



7 地方債の総合的な管理

(1) 現状

地方債の資金については、地方分権の推進、財政投融资制度改革等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られている。これに伴って地方債の市場化の推進や地方債の管理に関する自主的な取組みを一層充実させていく必要がある。

(2) 課題

上記(1)の現状を踏まえ、各地方公共団体においては民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進めることが求められる。民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大規模化、発行時期の平準化、発行年限の多様化を図ることなどが考えられる。

一方で、市場の信認を得られるよう、地方債の償還が確実に行われる計画、体制を構築することも必要である。

具体的には、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に減債基金への積立てを行う、施設の耐用年数や償還計画等を踏まえ、公債費負担の平準化や地方債残高の将来的な推移に留意した上で、適切な償還年限を設定する、各種財政指標に基づき財政状況を分析し、歳入歳出全般にわたって中長期的な財政計画を策定する、併せて将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定する、などのことが考えられる。

また、こうした内部管理だけにとどまらず、自団体の財務状況全般の積極的かつ定期的な開示を行うとともに、地方債の安全性や金融商品としての有利性について正確な理解を促すことにより、地方債全体に対する信認の維持と向上に努めることも必要である。

(資料：85p「地方債の総合的な管理について」)

各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い) } 殿
各指定都市財政局長
(公債担当課扱い)

総務省自治財政局地方債課長

地方債の総合的な管理について（通知）

地方債の資金については、地方分権の推進、財政投融资制度改革等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られており、これに伴って地方債の市場化の推進及び地方債の管理に関する自主的な取り組みを一層充実させていく必要があると考えられます。

特に、今後も進展することが見込まれる地方債資金の市場化に的確に対応することが極めて重要と考えられることから、各地方公共団体においては、自団体における地方債現在高の状況、公債費負担の今後の見通し等を踏まえ、別記の事項に十分配慮して地方債の総合的な管理を計画的に推進することにより、将来にわたる適切な財政運営を確保されるようお願いします。

なお、「地方債の総合的な管理について」（平成18年3月31日付け総務省自治財政局地方債課長通知）に基づく取扱いは、今後、本通知によるものとなります。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても周知願います。

(別記)

1. 地方債の発行について

(1) 市場公募化等の推進

地方分権の推進、財政投融资制度改革等の趣旨を踏まえた公的資金の段階的な縮減・重点化が進展していることを踏まえ、民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進められたいこと。

民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、発行年限の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

なお、都道府県及び政令指定都市を中心に、安定的な資金調達を図るために市場公募地方債の発行を推進する必要があるが、市場公募地方債の発行は資金調達の透明性の確保等にも資するものであること。

(2) 発行単位の大型化

地方債証券の市場における流動性の向上を図る観点から、同一日に同一条件で発行するものについては、会計別、事業債別、借換債、過年度債等により区分することなく、1銘柄に統合して発行されたいこと。

(3) 流動性の向上

日本銀行の適格担保の対象は、市場公募地方債に加え、信用度や市場性等の観点から日本銀行が定める適格基準を満たす銀行等引受地方債であること（※1）。

地方債の日本銀行適格担保としての活用は、地方公共団体の資金調達の円滑化や、地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、証書借入方式の地方債について、以下の事項を積極的に検討されたいこと。

① 事前の承諾を債権譲渡の要件としない契約形態の導入を行うこと

② 適格基準を満たす観点から発行単位の大型化を行うこと

③ 公金預金の保全方策（ペイオフ対策）にも留意しつつ、日本銀行適格担保として活用可能な証書借入方式の地方債残高が過少となっていないか精査を行うこと

④ 金融機関から求められる担保差入に係る承諾（抗弁放棄）のための事務手続の迅速化を図ること

⑤ 金融機関との連絡調整の強化を行うこと

この措置も踏まえ、今後とも地方債全般の流動性の向上のための取り組みを積極的に進められたいこと。

(4) 発行年限の設定

債券の需給動向、投資家のニーズ等を踏まえつつ、コスト、借換え時の金利上

昇リスク、将来の償還額、借換額等も総合的に勘案の上、適切な発行年限及び発行額の設定に努められたいこと。また、年限構成についても適切な組み合わせとなるよう留意されたいこと。

(5) 発行条件の設定及び決定方式

発行条件の設定に当たっては、国債、政府保証債等の発行条件や流通状況、長期金利の動向、投資家需要の動向等を継続的に把握し、適切な発行・借入条件の設定に努められたいこと。また、償還方式にかかわらず、実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定にも十分留意し、条件設定を図られたいこと。なお、公的資金である財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金についても、同様に、「実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定」がされていること。

また、発行条件の決定方式については、可能な限り安定性、有利性、効率性及び透明性の確保が図られる条件決定方法の選択に努められたいこと。

なお、デリバティブを組み込んだ仕組債の導入に当たっては、説明責任を果たす観点から、議会や住民への十分な説明を行うとともに、判定指標の推移を把握する等の情報収集・管理体制の強化を図られたいこと。

(6) 発行銘柄名

流通性の向上の観点から、特に支障がない限り、市場公募地方債にあっては「〇〇県令和〇〇年度第〇回公募債」、銀行等引受地方債にあっては「〇〇県令和〇〇年度第〇回公債」と名称を定めるよう取り扱われたいこと。なお、住民参加型市場公募地方債に係る発行銘柄については愛称の活用も差し支えないこと。

(7) 発行時期の平準化

流動性の向上、投資家ニーズへの対応、一時的な需給の歪みの回避等の観点から、各団体における年間を通じた資金需要の動向を勘案しつつ、可能な限り、年間を通じた市場公募地方債等の平準発行に努められたいこと。

(8) 同意を得ないで発行する地方債証券等の取扱い

同意を得ないで発行する地方債証券（又は届出をして発行するもののうち協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められていない地方債証券）については、投資家等に対し総務大臣等との協議において同意を得ていないものであること（又は協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められていないものであること）を、明確化する観点から、銘柄名においてその旨を明示されたいこと。

また、同一銘柄において、同意若しくは許可を得て発行する地方債又は届出をして発行する地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものと混在することのないよう取り扱われたいこと。

2. 地方債の償還について

(1) 減債基金の積立て及び活用

① 減債基金への計画的な積立て

将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信頼の一層の向上等を図る観点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

② 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

③ 満期一括償還地方債の借換えに係る公表

満期一括償還地方債の借換えについては、減債基金を活用した計画的な償還を行うこと等により、計画的な財政運営や地方債の償還に係る世代間の公平が図られるよう留意するとともに、その内容が対外的に明らかとなるよう、少なくとも以下の項目を公表されたいこと。（別紙例を参考）

ア 借換前の地方債の発行額(a)及び償還年限

イ 借換後の地方債の発行額(b)

ウ (b)/(a)

エ これらの地方債に係る償還ペースの考え方

④ 減債基金の運用

基金については、確実かつ効率的で有利な運用に努められたいこと。

その際、各団体の地方債管理の適正化、中長期的な公債費負担の平準化、利払い負担の抑制を図る観点のほか、市場公募地方債等の流通市場の育成や安定を図る観点からも、減債基金の運用として地方債証券等の保有や買入消却の活用を積極的に検討されたいこと。

(2) 償還年限の設定

施設の耐用年数や償還計画等を踏まえ、公債費負担の平準化や地方債残高の将来的な推移に留意した上で、適切な償還年限を設定されたいこと。

特に、施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により公債費が急増している団体にあっては、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意した上で、適切な償還年限を設定されたいこと。

なお、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用品にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還年限を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかね

いため、慎重に対処すること。

(3) 繰上償還

地方債の金融商品としての安定性を確保し、円滑な発行及び消化を図る観点から、市場公募地方債をはじめ、流通を前提とした地方債証券としての繰上償還を行わないこととして発行されたいこと。

なお、事業の中止等償還を行うべき事由が発生した場合には、当該事由に相当する部分について買入消却又は減償基金に積み立てること等により対応されたいこと。

3. 総合的な地方債管理について

(1) 計画的な地方債管理

各種財政指標に基づき財政状況を分析し、歳入及び歳出全般にわたって中長期的な財政計画を策定するとともに、併せて将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定する等総合的な地方債管理を計画的に実施されたいこと。

また、地方債の安定発行の観点から、発行形式、発行年限、資金調達先、資金調達手法等の多様化にも積極的に取り組まれたいこと。

(2) 事務処理体制の強化・充実

① 組織・人員配置の充実

金融市場の動向の把握・分析、資金調達手法の多様化、情報提供等に適切に対応するため、各団体の実情に応じ、専門性の確保・発揮に留意した適切な組織・人員配置に努められたいこと。

特に、最近の金融市場の動きに対応し、発行条件の決定や債務管理等地方債の適切な事務執行を確保するため、研修等による職員の育成、人材の登用に積極的に取り組まれたいこと。

② 公債管理特別会計の設置

発行単位の大規模化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体においては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。

(3) 情報提供・I R活動の推進

財政情報等についての公表に当たっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく健全化指標も含め、自団体の財務状況全般の積極的かつ定期的な開示を行うとともに、地方債の安全性や金融商品としての有利性について正確な理解を促すことにより、地方債全体に対する信認の維持と向上に努められたいこと。

特に、市場公募地方債を発行する団体においては、定期的に投資家に対する

説明会を開催する等I R活動を積極的に展開することにより、地方債市場全体の安定化にも協力されたいこと。

(参考)

※1 詳細については、「地方債の日本銀行適格担保としての活用の更なる推進について」（令和2年7月14日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）を参照すること。

(公表例)

満期一括償還地方債の借換えについて

(単位:百万円、%)

銘柄名	借換前		借換後		借換割合 (b/a)	償還ベースの 考え方
	発行額(a)	償還年限	発行額(b)	償還年限		
〇〇県令和〇〇年度 第〇回公募公債	1,000.0	10(3)	741.0	10(0)	74.1%	通算30年償還(3年据置)の 元金均等と実質的に同様の 償還ベースとなるよう減償基 金の積立及び借換債の発行 を実施
〇〇県令和〇〇年度 第〇回公債	741.0	10(0)	370.0	10(0)	49.9%	償還時に減償基金積立額 は全額償還財源にあてる
合計	1,741.0		1,111.0		63.8%	

※ 具体の様式や公表時期・手法については、借入実態等も踏まえ、各地方公共団体において判断するものとする。

第3章

金融経済の最近の動向 (別冊)

